

～国家戦略としての京都創生～

国家戦略としての京都創生とは

(京都を創生する責務と努力)

悠久の歴史の中で磨き上げられてきた景観と文化が息づく世界有数の歴史都市・京都は、多様な文化が重層的に生き続けるとともに、今もなお新しい日本独自の文化を生み出し続ける創造の地でもあります。

京都の景観と文化は、京都だけのものではなく、世界の宝、日本の貴重な財産です。京都市では、その誇りと使命感を京都市民の皆様と共有し、京都の景観、伝統、文化を守り、育て、大切に未来に引き継ぎ、その魅力を内外に発信する「京都創生」の推進に、あらゆる努力を徹底して重ねることにより、大きな成果を挙げてきました。

(「国家戦略としての京都創生」の推進)

しかし、京都だけの力では解決できない課題も多く、日本を代表する歴史都市の再生・活用という国家的見地に立った「国家戦略としての京都創生」を推進していただくことが必要であると考えています。

景観の保全・再生

(全国をリードする歴史まちづくり)

京都市では、景観法（平成16年公布）を契機に、全国に類のない厳しい「新景観政策」をスタートさせました（平成19年実施）。さらに、歴史まちづくり法（平成20年公布）に基づく計画の認定を受け、京町家や歌舞練場等の歴史的建造物の修理・修景や電線類の地中化等の歴史的な町並みの保全・再生にも取り組み、全国をリードする歴史まちづくりを推進しています。

(京都の景観資産を日本の財産として守り、活用していくために)

しかし、こうした先駆的な取組にもかかわらず、京町家を中心とする町並み景観をはじめ、京都の風情ある貴重な景観資産が失われつつあります。世界の人々を魅了するかけがえのない京都の景観を保全・再生していくために、今なお残る歴史的な資産を日本の財産として守り、活用していくための制度的・財政的な特別措置が必要です。

文化の保存・継承

(かけがえのない歴史的・文化的資産の維持・継承・活用)

京都には、市民のたゆまぬ努力で継承されてきた国民的財産といえる歴史的・文化的資産が、平安期以前から近代まで重層的に存在しています。その中には、文化財に

匹敵する価値があるものの、その歴史や魅力が十分に知られずに維持・継承が危ぶまれている建物や庭園、また、長い歴史の中で引き継がれてきた京料理や花街の文化等の無形文化遺産が数多く存在し、これらを未来に引き継いでいく取組が必要です。

（日本文化のより一層の創造・発信）

さらに、ユネスコ無形文化遺産・和食の原点とも言える京の食文化の振興、「古典の日」の浸透による古典に親しむ機運の醸成、伝統芸能及びそれらを支える伝統工芸を守り育てる支援策の拡充等、日本文化をより一層創造・発信していくことも重要です。

観光の振興

（2020年東京オリンピック・パラリンピック等を見据えた取組）

「5,000万人感動都市」、世界に冠たる国際MICE都市を目指す京都市は、今般、日本での開催が決定した、2020年東京オリンピック・パラリンピック等の世界的なスポーツイベントを、日本への関心が高まる絶好の機会と捉え、外国人観光客の誘致、観光客受入環境の整備、観光コンテンツの強化にも一層力を入れているところです。

（観光立国の実現に向け、京都からの日本の魅力を発信）

観光立国の実現のためには、日本文化の原点であり、奥深いほんものの魅力を有する京都が果たすべき役割は極めて大きいと考えます。訪日外国人観光客の誘致を更に促進し、観光立国・日本を一層牽引していくためには、観光庁との共同プロジェクト「観光立国・日本 京都拠点」を更に充実させ、京都から日本の魅力を強力に発信していくことが必要です。

「世界の文化首都・京都」への飛躍

国におかれましては、「観光立国・日本」や「文化芸術立国」の実現、日本の文化・伝統の強みを生かしたクールジャパンの推進、歴史・風土等に根ざした美しい国土づくり等の施策を、力強く推進しておられますが、その実現には、世界の宝である京都を、国を挙げて再生・活用することが最も効率的かつ効果的であると考えます。

加えて、リニア中央新幹線「京都駅ルート」の実現や、国立京都国際会館における5,000人規模の多目的ホールの整備、「双京構想」の推進、更には、文化庁や観光庁の京都への移転を視野に入れた文化・観光の振興も不可欠であると考えます。

世界の人々を魅了し続けるまちである京都の魅力に更なる磨きをかけ、「世界の文化首都・京都」へと飛躍していく。その時に、京都の未来、日本の未来は大きく切り拓かれると確信しております。

そこで、「国家戦略としての京都創生」の推進に向けて、提案・要望を行います。

～双京構想の実現～

日本の大切な皇室の弥栄のために、日本の精神文化、ものづくり、学術、文化、芸術、宗教などの中心であり、歴史的・文化的にも皇室との関わりが深く、東京の皇居以外に唯一現役の御所がある、ここ京都にも、皇室の方にお住まいいただき、政治・経済の中心である「東京」と日本の歴史・文化の中心である「京都」が、我が国の都としての機能を双方で果たしていく「双京構想」を実現することが、日本全体にとっても大変有意義なことではないかと存じます。

この「双京構想」は、関西広域連合や関西経済連合会、大阪、神戸、堺、京都の4つの商工会議所等により、その趣旨が盛り込まれた首都機能のバックアップに関する意見が出されるなど、関西にも実現に向けた動きが広がっております。

本市では、「双京構想」の実現に向けて、機運を高める取組を進めるとともに、世界の宝である景観、伝統、文化を守り、育て、未来に引き継ぐ「京都創生」の取組等、京都の都市格向上を目指す取組も推進しているところです。

さらには、皇室に関して造詣の深い有識者の方から、「宮中の儀式や行事の一つを京都で執り行う」などの御意見をいただいております。皇室の方に京都との関わりを一層強めていただけるよう、京都にお越しいただく機会の更なる創出にも取り組んでいます。

これらの取組の推進には国の御協力が不可欠であり、「双京構想」の実現に向けた、より一層の御支援を要望いたします。

◇京都の未来を考える懇話会の政府に対する要請（平成24年7月26日）

未曾有の被害をもたらした東日本大震災の教訓や、首都直下型地震発生リスクが一層高まる中、万が一の事態に備えて、首都中枢機能のバックアップ体制を早急に構築することが求められており、超党派の国会議員や有識者によって議論が進められているところであります。

とりわけ、日本の精神的支柱である皇室の安心・安全の確保について、万全の体制を整えておくことも必要と思われれます。

このため、私ども「京都の未来を考える懇話会」では、本年3月に発表した「京都ビジョン2040」の第一次提案に即し、日本の歴史・文化の中心であり、日本人の心のふるさとである京都の地に、皇族の方にお住まいいただくことなどについて、有識者による会議なども開催して具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

政府におかれましては、現在、女性宮家問題をはじめとして、今後の皇室の御活動やあり方について検討が進められているところですが、併せて、日本の大切な皇室の弥栄のために、上記のような提案などについて、政府として御検討いただきますよう、要請いたします。

*京都の未来を考える懇話会

2010年4月、京都の行政、経済界、大学、伝統文化等の代表が、30年後の京都のビジョンを語り合い、オール京都で京都の未来像を描くために設けた懇話会

山田啓二（京都府知事）、門川大作（京都市長）、立石義雄（京都商工会議所会頭）、

松本 紘（京都大学総長）、柏原康夫（京都府観光連盟会長/京都市観光協会会長）、

池坊由紀（華道家元池坊次期家元）、白石方一（京都新聞ホールディングス代表取締役社長）

1 リニア中央新幹線の大阪までの同時開業, 関西国際空港へのアクセス改善及び「京都駅ルート」の実現 (国土交通省)

▶ 全国新幹線鉄道整備法の趣旨に基づき最適なルートの検証が必要

リニア中央新幹線の整備は、21世紀の我が国の国土軸のあり方に関わる極めて重要な国家政策であります。

このため、新たな国土軸となるリニア中央新幹線の整備ルートについては、需要予測や経済波及効果等について複数のルートを比較検討し、最適な内容（経済効果、既存鉄道網との結節、採算性等）で、国において決定されるべきと考えます。

昭和48年に決定された全国新幹線鉄道整備法に基づく基本計画では、超電導リニアの技術を前提とせず、東海道新幹線の老朽化や事故に備えた代替ルート「第二東海道新幹線」として、主要な経過地が定められました。

しかしながら、平成23年5月に決定された現在の整備計画は、超電導リニアの技術の導入を前提としており、40年以上前の基本計画と比べ、需要予測、時間短縮による経済効果等に影響があるにもかかわらず、一度もルートや主要な経過地の検証がされることなく、「第二東海道新幹線」としてのルートがそのまま踏襲されていることから、今、改めて、法の趣旨に基づいたルートの検証が必要です。

▶ 名古屋・大阪間の同時開業, 関西国際空港へのアクセス改善, 「京都駅ルート」の実現

名古屋・大阪間の開業について、東京・名古屋間の開業（平成39年予定）から18年遅れることになる現在の計画では、東京一極集中が更に加速するおそれがあり、国土の調和ある発展のためには、同時開業は不可欠であります。

また、関西国際空港まで延伸し、国内唯一の完全24時間空港と首都圏がつながることで、我が国の産業振興や観光立国の実現にとって大きな推進力となります。

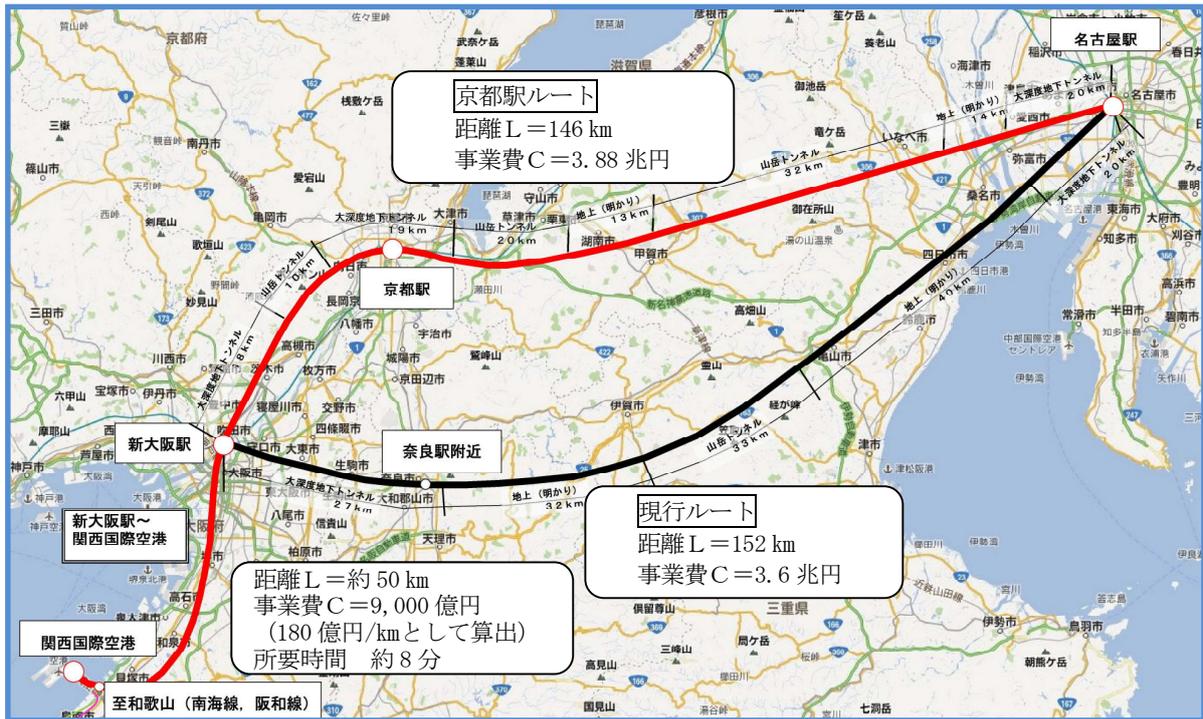
さらには、京都は、千年を超えて、日本の精神文化、ものづくり、学術、文化、芸術、宗教等の中心として、多くの国賓をはじめ、国内外の人々を魅了し続けている都市であり、リニア中央新幹線が、既存の鉄道ネットワークとの結節にも優れた京都駅を通ることは、日本の未来のために必要なことであると考えます。

つきましては、我が国にとって最適なルートを比較検討していただくとともに、国家政策として整備を推進し効果を最大限に発揮させるため、次のとおり求めます。

提案・要望事項 市・府共同提案

- 1 「リニア中央新幹線」の国家プロジェクトとしての整備及び東京・大阪間の同時開業のための支援
- 2 国際拠点空港である関西国際空港へのリニア延伸によるアクセス改善
- 3 「京都駅ルート」の実現

京都駅ルートと現行ルート



(「明日の京都の高速鉄道検討委員会」資料より作成)

全国新幹線鉄道整備法第4条の趣旨

国土交通大臣は、鉄道輸送の需要の動向、国土開発の重点的な方向その他新幹線鉄道の効果的な整備を図るため必要な事項を考慮し、基本計画（ルートの主要な経過地等）を決定しなければならない。

同法施行令第2条の趣旨

基本計画を決定する場合には、
 ①新幹線鉄道の輸送需要量の見通し
 ②所要輸送時間の短縮、輸送力の増加がもたらす経済的効果
 の調査の結果に基づかなければならない。

〇リニア中央新幹線の整備に関する試算

乗客数は4倍！！

経済波及効果は2倍！！

	京都駅ルート	現行ルート
首都圏からの乗客数予測	1,200万人/年	300万人/年
首都圏からの利用者による経済波及効果	810億円/年	420億円/年

京都駅ルートは、既存の鉄道ネットワーク（東海道本線、山陰本線、湖西線、北陸本線、近鉄、市営地下鉄）と結節でき、京都府内だけでなく近隣府県の広いエリアの方々が、リニア効果（時間短縮）を享受

※全国幹線旅客純流動調査（2010）をもとに推計

乗客数予測、経済波及効果のいずれも、京都駅ルートが現行計画のルートを上回っている！

- 「リニア中央新幹線」の国家プロジェクトとしての整備及び東京・大阪間の同時開業のための支援
- 国際拠点空港である関西国際空港へのリニア延伸によるアクセス改善
- 「京都駅ルート」の実現

2 東京オリンピック・パラリンピック等の開催や観光庁の移転を見据えた「観光立国・日本 京都拠点」の更なる充実 (観光庁・外務省)

▶ 「観光立国・日本」実現のため、国際競争力の高い観光都市である京都の活用を

2020年の東京オリンピック・パラリンピック、2019年のラグビーワールドカップ、更には、2021年に関西での開催が決定したワールドマスターズゲームズは、日本が国際社会の中で存在感を高め、日本全体に希望をもたらす絶好の機会であります。

また、昨年12月には、訪日外国人観光客が初めて1,000万人を突破し過去最高を更新したところであり、国におかれましては、東京オリンピック等の開催を契機として、2020年までに2,000万人とすることを次の目標に据えているところです。

「観光立国・日本」を実現し、この目標を達成するためには、国際競争力の高い魅力ある観光地である京都を活用することが重要と考えます。

京都は、日本の精神文化の拠点であり、伝統、文化、ものづくり、自然、学術、宗教、おもてなしを体現する我が国を代表する都市であり、その魅力をさらに高め、海外に発信することにより、訪日外国人旅行者数を拡大する大きな原動力をもっている都市であります。

つきましては、「観光立国・日本」の実現に向け、次のとおり求めます。

提案・要望事項 市・府共同提案 1(2), 3

- 1 2020年東京オリンピック・パラリンピック等の開催や観光庁の移転を見据えた観光客受入環境の整備など「観光立国・日本 京都拠点」の更なる充実
 - (1) I L T M J a p a nの更なる拡充など、ラグジュアリー層の積極的誘致
 - (2) 世界博物館大会などM I C Eの共同誘致
 - (3) 免税店に関する手続きの簡素化など外国人観光客受入環境整備
 - (4) 次世代の観光産業を担う人材育成
 - (5) 総合特区支援利子補給金予算の増額による宿泊施設や商業施設等の産業観光施設の整備促進
- 2 海外日本大使館、在日海外大使館等と連携し、京都セミナーの開催、海外における京都の伝統産業、京料理や日本酒を代表とする和食などの食文化の紹介
- 3 新興国からの訪日観光促進のための観光査証免除を含めた発給手続きの簡素化

所管の省庁課：観光庁（総務課）、外務省（領事局外国人課）

京都市の担当課：産業観光局 観光MICE推進室 担当部長 九鬼令和 TEL 075-746-2587

産業観光局 観光MICE推進室 観光おもてなし課長 荒木裕一 TEL 075-746-2602

歴史都市・京都の魅力

- 山紫水明の自然
～市内の4分の3は森林～
- 宗教都市
～精神文化の拠点～
- 環境先進都市
～京都議定書誕生の地～
- 歴史都市
～国宝の20%、重要文化財の15%が京都に～
- 文化芸術都市
～茶道、華道、香道、能、狂言、芸術系大学～
- 国際都市・多文化共生都市
～世界文化自由都市宣言～

その他にも、「大学のまち・学生のまち」、「ものづくり都市」、「ものがたりづくり都市」、「教育先進都市」など、多様な都市の特性で世界の人々を魅了し続けるまち・京都



世界の旅行情報誌でも高い評価！

- ・「コンデナストラベラー」
→「アジア都市部門(2013)」(アジア)で**1位**
- ・「トラベルアンドレジャー」
→「世界観光都市ランキング(2013)」(世界)で**5位**

京都市における取組

- 入洛観光客 5,000 万人の達成 (平成 20 年)
- MICE 振興の重要性に鑑み、他の自治体に先駆けて「京都市 MICE 戦略」を策定するとともに、「未来・京都観光振興計画 2010⁺」を策定 (平成 22 年)
⇒2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催に照準を合わせ、次期観光振興計画を予定より前倒しして、平成 26 年秋に策定予定
- 観光庁と共同プロジェクト「観光立国・日本 京都拠点」を開始 (平成 23 年 1 月～)

5,000 万人感動都市の実現へ！

《ILTM Japan の開催》

日本で唯一京都で開催！！

- | | |
|-------------|----------------------|
| ●過去の開催実績 | ●成果 |
| 平成 25 年 3 月 | 約 50 社のバイヤーの他、宿泊施設や |
| 平成 26 年 3 月 | メディア関係者も含め約 160 名が参加 |



- 「グローバル MICE 戦略都市」に選定され (平成 25 年 6 月)、観光庁と共同事業を実施中
- 京都ならではのおもてなしの向上に向けた取組を推進

《観光案内標識アップグレード》

- 平成 21 年 12 月から実施
- 「歩く観光」を推進するため、京都の景観に調和したデザイン、2 箇国語表記等による標識を整備

《多言語コールセンターの実施》

- 平成 23 年 9 月から実施
- 5 言語 (英・中・韓・スペイン・ポルトガル) で 24 時間対応
- 宿泊施設、市バス・地下鉄施設で実施
- 平成 25 年 5 月からは大津市・奈良市と共同実施

《「KYOTO_WiFi」(京都どこでもインターネット)の整備》

- 平成 24 年 5 月から実施
- 市バス停留所やコンビニエンスストアを中心に設置 (25 年度末: 602 箇所)

《バス・鉄道乗換アプリ「歩くまち京都」の運用》

- 平成 25 年 8 月から実施 **全国初！！**
- バス到着時刻を予測する機能も搭載したバス・鉄道乗換アプリ「歩くまち京都」の運用を開始
など

2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催等を見据え、
観光立国実現に向けて、「観光立国・日本 京都拠点」を更に充実させることが必要！

提案事項

MICE 積極的誘致の推進、外国人観光客受入環境整備、総合特区支援利子補給金予算の増額など、
「観光立国・日本 京都拠点」の更なる充実を！

3 京都を舞台としたクールジャパン戦略の強化や古典振興への支援 (内閣官房・文部科学省・文化庁・経済産業省)

▶ 京都が創造するマンガ、アニメ、文化芸術を世界に発信し、国のクールジャパン戦略に貢献

京都市は、日本最古のマンガと言われる「鳥獣戯画絵巻」誕生の地であり、映画やゲーム産業等も盛んであるなど、コンテンツ産業に係る地域資源が数多く存在しており、「京都国際マンガ・アニメフェア」など、海外からも評価を受けているマンガやアニメなどのコンテンツ産業の振興や新たな芸術文化の発信などに全力で取り組んでおります。

また、かつて、明治維新後にヨーロッパを中心にジャポニズムを巻き起こした「クールジャパン」の元祖というべき琳派は、2015年が誕生から400年を迎える記念すべき年であり、現在、オール京都で記念事業実施に向けた準備を進めているところです。

加えて、2016年には、京都出身で日本を代表する画家の一人である伊藤若冲の生誕300年の節目を迎えることもあり、これらの機会を有効に活用し、京都の文化芸術の魅力を世界に発信し、国の進めるクールジャパン戦略の強化に貢献していきたいと考えております。

▶ 古典文学、伝統文化が伝える「日本の心」や「和食文化」を次世代に引き継ぐための支援を

さらには、古典文学や伝統文化などの古典を通じて伝えられてきた「日本の心」や日本人の精神性や感性、風俗・風習や文化を総合的に現す「和食文化」を次世代に引き継いでいく支援策の拡充も必要不可欠です。

そこで、文化・芸術・伝統産業・観光等の側面から多様な事業展開を通して日本の魅力を発信するため、次のとおり要望します。

提案・要望事項 市・府共同提案 3, 4, 5

- 1 文化芸術活動の活性化等を図るための地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ事業の継続実施及び十分な財源の確保
- 2 「琳派四〇〇年記念事業」に係る文化・産業施策への財政支援の措置
- 3 古典の日である11月1日に琳派をテーマに京都で開催する「古典の日フォーラム2015」への主催参画及び古典関連の視聴覚教材や学校図書の実質、能や狂言など古典芸能鑑賞の機会拡充等、教育環境整備や文化振興への支援
- 4 地域活性化総合特区制度を活用した総合的なコンテンツ産業振興支援
- 5 「和食」の保護継承のための「高等教育機関」の設置支援

所管の省庁課：内閣官房（地域活性化統合事務局）、文部科学省（高等教育局大学振興課）、文化庁（長官官房政策課、文化部芸術文化課）、経済産業省（商務情報政策局伝統的工芸品産業室）
京都市の担当課：文化市民局 文化芸術企画課 計画推進担当課長 吉岡久美子 TEL 075-366-0033
産業観光局 商工部 伝統産業課長 城本聡美 TEL 075-222-3337
産業観光局 新産業振興室 コンテンツ産業振興課長 草木大 TEL 075-222-3324
産業観光局 観光MICE推進室 観光誘客誘致課長 須貝雅幸 TEL 075-746-2672
教育委員会事務局 総務部 総務課長 清水康一 TEL 075-222-3767

地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ事業による継続支援

マンガクラスター形成事業

《取組内容》

関西圏企業と首都圏企業のマッチング等を目的とした「京都国際・マンガアニメフェア（京まふ）」や、シェアハウスでの漫画家育成事業「京都版トキワ荘事業」を実施中

《実績》

- ・京まふ 2013
31,800 人來場, 21 社 45 商品
108 種類の商品を開発
- ・トキワ荘事業
3 箇所・7 人居住中

《今後の展開》

注目度も高まり、実績が上がっていることから引き続き実施

京都国際現代芸術祭

《取組内容（予定）》

平成 27 年 3 月から 5 月にかけて、京都市美術館等を会場に、国内外から 40 名程度の現代芸術家を招聘し作品を展示する。現代芸術と文化の動向を伝えるとともに、京都の魅力国内外に向けて発信する。

《今後の展開》

一定期間毎に継続的に開催をし、京都発の芸術文化の創造と発信を行う。

若手芸術家等の 居住・制作・発表の場づくり

《取組内容》

京都を拠点に活動する芸術家等に対して、居住・制作環境、発表支援等の幅広いサポートを実施

《実績》

- ・空き家マッチング：22 件
- ・元小学校の教室を利用した制作室の提供：6 教室

《今後の展開》

継続的な支援を実施し、空き家マッチングの増加や世界に羽ばたく芸術家の育成をさらに進める。

クールジャパン戦略の強化には継続かつ十分な支援が必要！

琳派四〇〇年記念事業

～2015年、琳派の祖である本阿弥光悦が、京都・鷹峯の地を拝領してから400年を迎える～
「琳派」をテーマに新しい日本の魅力を発信

平成 26 年度～27 年度

琳派発信事業

- ・京都芸術センター 関連企画展
- ・京都国際舞台芸術祭（26 年 9 月）
- ・古典の日フォーラム（26 年 11 月）
- ・オープニング事業（27 年 1 月）
- ・伝統産業の日（27 年 3 月）
など

新商品開発・販路開拓

- ・琳派をテーマとした新しい意匠の募集や芸術展の実施
- ・マンガ・アニメとのコラボ商品開発
など

この他・・・

西陣織をはじめとする伝統産業界が実施する琳派四〇〇年記念事業に対して広報活動等を支援



「琳派四〇〇年記念事業」に係る文化・産業施策への財政支援の措置を！

古典に関する取組

平成 24 年 9 月

11月1日が古典の日に制定 ※「古典の日に関する法律」公布及び施行

◆ 古典の日制定の効果

- ・若い世代の古典回帰
- ・世界に誇れる古典の再認識
- ・古典文学や伝統文化に親しむ気運の醸成 など

京都市の取組

11月1日に「古典の日フォーラム」開催
 児童配布教材の充実や専門家の学校への派遣
 「二条城で楽しむ古典芸能」開催

4 文化芸術立国推進のための京都市への文化庁移転の実現及び環境整備，歴史的・文化的資源の維持・継承・活用策の充実 (文化庁・国土交通省)

▶ 東京オリンピック等を機に，日本への世界の関心が高まる中，京都から日本文化を発信

2020年の東京オリンピック・パラリンピック，2019年のラグビーワールドカップの開催が決定し，更には，2021年のワールドマスターズゲームズについても，関西での開催が決定しました。これらを契機に，日本に対する世界中の関心が高まっており，日本文化を世界中に発信する機会が到来しています。

東京オリンピック・パラリンピックの効果を，東京にとどまらずに全国に波及させるためには，多くの歴史的・文化的資源が集積する関西，とりわけ，日本の精神文化の拠点であり，伝統，文化，ものづくり，自然，学術，宗教，おもてなしを体現する我が国を代表する都市である京都が果たす役割，責任は極めて大きいと考えます。

文化芸術立国を推進するためには，京都にある文化庁文化芸術創造都市振興室（文化庁分室）と連携し，京都から日本の「文化力」の一層の向上を図り，日本文化を強力に発信していくことが効果的です。

京都市への文化庁移転を視野に，京都に蓄積するかけがえのない歴史的・文化的資産を維持・継承・活用し，効果的に発信するための環境整備を行いながら，日本文化を未来へと引き継いでいくために，次のとおり求めます。

提案・要望事項 市・府共同提案1，3

- 1 京都市への文化庁の移転を見据えた京都芸術センターにおける文化庁分室機能の更なる拡充
- 2 東アジア文化都市2017の京都市開催の実現
- 3 京都における新たな世界遺産の登録に向けた支援
- 4 価値の高い有形・無形の文化遺産の維持・継承・活用策の充実
- 5 文化財の維持・継承・活用への更なる支援策の拡充
- 6 元離宮二条城やロームシアター京都（京都会館）の整備に対する財政支援
- 7 伝統芸能を創造普及するための国立京都伝統芸能文化センター（仮称）の創設
- 8 1200年の都市としての歴史・記憶を活かして，日本の歴史・文化を総合的に理解でき，日本の文化力を世界に発信する，国立京都歴史博物館（仮称）の創設

所管の省庁課：文化庁（政策課，国際課，芸術文化課，伝統文化課，記念物課，美術学芸課，参事官），
国土交通省（都市局市街地整備課）

京都市の担当課：総合企画局 総合政策室 京都創生課長 船木康司 TEL 075-222-3375
文化市民局 文化芸術企画課長 秋山正俊 TEL 075-366-0033
文化市民局 文化財保護課長 川妻聖枝 TEL 075-366-1498

文化芸術立国推進のための取組

文化庁分室の機能拡充

文化庁文化芸術創造都市振興室(文化庁分室)
設置：平成26年4月
(平成26年4月～平成28年3月)

京都芸術センターにおける文化庁分室機能の更なる拡充

海外発信や人材育成等について、文化庁分室と京都市(京都芸術センター)、京都府との協力により、京都及び関西の強みである日本を代表する歴史・文化資産を活かした事業展開を図る。

◇ 文化発信の拠点・国際文化交流の推進

アーティスト・イン・レジデンスに先進的に取り組んでいる京都が拠点となり、関連施設の情報共有及び連携を強化

◇ 東京オリンピック等の開催決定を契機とした文化芸術プログラムの実施

2020年の東京オリンピック等の開催決定を契機に、日本の伝統文化を再認識した、おもてなしの心を深化させるプログラムを実施

東アジア文化都市 2017 の京都市開催の実現

東アジアの人的・文化的交流の拠点として、京都市での「東アジア文化都市 2017」の開催を目指す！！

京都市での開催は、我が国の「文化芸術立国」及び「観光立国」の発展に寄与！

京都市の特色

- ◆数多くの国際会議の成功例 国際的に高く評価
- ◆日本を代表する文化史的資源が多く集積し、かつ創造的な活動
- ◆国際的な文化交流拠点・クリエイティブ産業の拠点として発展 など

世界遺産の登録に向けた支援

京都には、世界遺産「古都京都の文化財」を構成する17件の寺社・城の他にも、世界遺産に匹敵する価値を有する数多くの文化資産が存在

文化財の宝庫 ※京都市内の件数

- ・ 国宝 208件 (全国比19.1%)
- ・ 重要文化財 1,853件 (全国比14.3%)

新たに本願寺の御影堂が国宝に指定される予定！

琵琶湖疏水

- ・ 明治23年完成
- ・ 今もなお、京都に琵琶湖の水を供給
- ・ 岡崎地域の別邸群と共に文化的景観を構成

日本が誇る京都の文化財等を維持・継承し世界に発信するなど活用していくためには、世界遺産の登録に向けた支援が必要！

○「日本遺産」の対象資産の拡大や「世界遺産暫定一覧表」の登録拡大を求める！

京都の歴史的・文化的資源の維持・継承・活用の取組

京都には価値の高い様々な有形・無形の文化財が多く存在するが、その維持・継承・活用が課題である。

【京都市独自の取組】

- ・ 市民が残したい有形・無形文化財を選定
- ・ 市指定文化財建造物等を対象にして、集中的に大規模修理の助成を実施

「京都をつなぐ無形文化遺産制度」

第1号：京の食文化 第2号：花街の文化



○ 建物・庭園に対する相続税や固定資産税の税制優遇措置制度の創設

○ 日本文化の象徴である文化財の修繕事業及び公開事業に対する財政支援の拡充

などが必要！

5 日本文化を世界に発信するための国立京都国際会館における5,000人規模の多目的ホールへの早期拡充整備

(財務省・国土交通省)

▶ 国際会議が大型化・多様化する中、世界標準である5,000人収容の多目的ホールを

京都は、1200年を超える悠久の歴史の中で磨き上げられた華麗で繊細な文化・芸術が息づく山紫水明のまちであり、御所や迎賓館を有する日本文化の神髄ともいえるべき「和」の美意識の発祥の地でもあります。こうしたことから、我が国の歴史・文化に直接触れることを通じて、国際会議等の参加者に我が国への理解を深めていただくことは京都の責務であると考えております。昨年12月には、日本政府観光局から、京都市の国際会議開催件数が196件と過去最高を記録していることが発表されたところであり、これまでの本市の取組の成果が着実に表れていると考えます。引き続き、現状に満足することなく、国際社会における我が国の国力向上にもつながる、国際会議の誘致を推進していかねばならないと考えております。

2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて国際会議の受入れの増加が見込まれる中であって、先般、国におかれましては、平成26年度当初予算に2,500人規模の多目的展示ホールの設計費等が計上され、施設整備に向けた取組を具体化したところでありますが、世界各国では、国際会議の大型化・多様化に対応できる施設が整備され、5,000人が収容でき、それに見合う展示ができる多目的ホールが世界のスタンダードとなっています。

つきましては、国立京都国際会館が、世界に向けた日本文化の発信に貢献し、国際社会における日本の国力向上に寄与するため、更なる拡充を早急に推し進めていただきたく、次のとおり求めます。

提案・要望事項 市・府共同提案

日本文化を世界に発信するための国立京都国際会館における5,000人が収容でき、それに見合う展示ができる多目的ホールへの早期拡充整備

所管の省庁課：財務省（理財局国有財産業務課）、国土交通省（大臣官房官庁営繕部計画課）

京都市の担当課：総合企画局 総合政策室 担当課長 金谷勝巳 TEL 075-222-3033

産業観光局 観光MICE推進室 担当部長 九鬼令和 TEL 075-746-2587

現 状

◆ 国内外の主要な国際会議場の状況

国名	会議場名	メイン会議場 収容人数	メイン 展示場 面積
日本	国立京都国際会館	1,840名	3,000㎡
日本	福岡国際センター	6,000名	3,425㎡
日本	国立横浜会議場 (パシフィコ横浜)	5,000名	20,000㎡
日本	東京国際フォーラム	5,000名	5,000㎡
韓国	コ엑ス会議・展示センター(ソウル)	7,000名	10,000㎡
中国	香港会議・展示センター	8,000名	20,000㎡
シンガポール	シンガポール国際会議・展示場	12,000名	12,000㎡
オーストラリア	メルボルン国際会議場	5,500名	30,000㎡

国立京都国際会館 (S41年～)



外観



大会議場 (1,840名収容)

5,000名が収容でき、それに見合う展示ができる多目的ホールが世界のスタンダード

課 題

◆ 国立京都国際会館のスペース不足により、開催が見送られた国際会議の事例

年度	国際会議名	要請スペース	開催地
25	国際小児科学会	5,000人規模の会議スペース、12,000㎡の展示場	オーストラリア
25	国際腎臓学会	3,000人規模の会議スペース、10,000㎡の展示場	香港
25	世界肺癌学会	5,000人規模の会議スペース、10,000㎡の展示場	オーストラリア

多目的ホールを新たに整備することによる効果



豊かな自然環境



宗教や芸術文化の集積



高品質な伝統工芸

日本文化の神髄ともいべき京都で国際会議を開催することで日本文化を世界に発信する。



国際貢献の機会を増やし、国際社会における日本の国力向上に大きく寄与することができる。

6 ラグビーワールドカップ2019京都市開催，関西ワールドマスタースターズゲームズ2021への支援及びスポーツ施設整備の推進

(文部科学省・観光庁・国土交通省)

▶ ラグビーワールドカップ2019公式戦の京都市開催を実現し，日本文化を世界に発信

2019年に日本で開催されるラグビーワールドカップ2019は，世界中の200を超える国と地域において約40億人が視聴する世界の三大スポーツイベントの一つです。京都市は，日本の精神文化の拠点であり，伝統，文化，ものづくり，自然，学術，宗教，おもてなしを体現する我が国を代表する都市であることから，公式戦開催が実現すれば，日本文化の真髄を全世界に発信する絶好の機会となります。

▶ 関西ワールドマスタースターズゲームズ2021成功に向け，準備段階からの財政支援を

また，2021年に開催予定の関西ワールドマスタースターズゲームズは，関西の広い地域を対象に，30歳以上なら誰でも参加できる生涯スポーツの国際競技大会です。我が国が超高齢社会を迎えようとしている今日，この大会を開催することは，生涯スポーツの普及と振興に加え，日本の文化の発信と国際交流の促進など，関西地域のみならずスポーツ立国を目指す我が国にとって大きな意義があると考えていますが，限られた事業収入の中で大会を成功に導くためには，準備段階から大会運営に至るまでの必要な財政支援や税制上の優遇措置が不可欠であります。

▶ スポーツ振興及び防災の観点による広域的な大規模スポーツ施設の充実のための財政支援を

さらに，スポーツへの関心が高まっている今日において，スポーツは，地域住民の交流や絆を強める原動力を持ち，青少年の豊かな人間性の育成にも寄与するなど，その役割は大きな広がりを見せているところであり，地域に根差した広域的な大規模スポーツ施設を充実することが，災害時の広域防災拠点としての位置づけからも，早期に必要であると考えます。

つきましては，スポーツを通じて，関西，そして日本を元気にするため，次のとおり求めます。

提案・要望事項

- 1 ラグビーワールドカップ2019公式戦の京都市開催の実現
- 2 関西ワールドマスタースターズゲームズ2021への準備段階からの国等の財政支援及び税制上の優遇措置
- 3 広域的な大規模スポーツ施設である西京極総合運動公園，横大路運動公園の再整備の着実な推進のための財政支援

所管の省庁課：文部科学省（スポーツ・青少年局競技スポーツ課国際スポーツ室，スポーツ振興課），
観光庁（スポーツ観光推進室），国土交通省（都市局公園緑地・景観課，市街地整備課）

京都市の担当課：文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課長 平松謙一 TEL 075-366-0168

ラグビーワールドカップ2019

概要

- 開催時期 2019年9月から10月(予定)
- 試合会場 2015年3月決定
- ラグビーワールドカップ2019日本大会成功議員連盟が平成22年に発足し、超党派での大会成功を推進されている。

世界3大スポーツ祭典の一つ!

開催の効果

- 国際メディアを通して開催都市名が全世界に発信されることによる地域経済の活性化
- 世界トップレベルの試合を間近で観戦することによる市民のスポーツ文化の向上
- 京都の魅力を全世界に発信することによる都市格の更なる向上

京都開催のメリット

- 国際観光都市であり、宿泊施設の提供能力が高く、特に国際基準のホテルが数多くある。
- 日本文化の中心地であり、それらの真髄を世界に発信することができる。
- 市内中心部や大阪から試合会場へのアクセスが容易

関西ワールドマスタースゲームズ2021

概要

- 4年に1度開催される生涯スポーツの国際競技大会(参加資格:30歳以上なら誰でも参加可能)
- 第10回記念大会、そしてアジア初開催



大会開催の効果

- ①生涯スポーツの機運醸成 ②日本文化の発信 ③地域活性化
- ④高い経済効果(※140億円と試算)

5万人の参加を目標!

課題

大会の実施に当たっては、最小のコストで最大の効果を得られるよう計画しているが、オリンピック等と異なり、放映権収入も期待できず事業収入には限界がある

総事業費 28億円(予定)⇒参加料収入や国等からの補助等が不可欠!

国における準備段階から大会運営に至るまでの必要な財政支援及び税制上の優遇措置が不可欠!!

広域的な大規模スポーツ施設の再整備

西京極総合運動公園

《再整備の方向性》

各種大規模大会にふさわしい機能・水準の維持、向上を図る。

- ・陸上競技場兼球技場:大型映像装置設置、観客席屋根設置等

《想定事業費》

約19.5億円

横大路運動公園

《再整備の方向性》

災害時の広域防災拠点としての機能付加を含め、準広域・準基幹の運動公園として再整備

- ・硬式野球場新設:スタンドを活用した備蓄倉庫等
- ・多目的グラウンド新設:災害時のヘリポート利用等

《想定事業費》

約19.4億円

再整備の着実な推進のためには、十分な財政支援が必要!!

7 人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現に向けた取組への支援の充実

(内閣府・総務省・経済産業省・国土交通省)

▶ 交通政策基本法の理念を具現化するための「歩くまち・京都」総合交通戦略の取組への支援を

京都市では、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現を図るため、平成 22 年 1 月に「歩くまち・京都」総合交通戦略を策定し、公共交通の利便性向上を図る「既存公共交通の取組」、歩く魅力を最大限に味わえるよう歩行者優先のまちをつくる「まちづくりの取組」、市民や観光客のマイカーから公共交通への利用の転換を図る「ライフスタイルの取組」を強力に推進しております。

このような取組は、地域経済の活性化や地域活力の向上を図り、すべての市民や観光客の皆様の円滑な移動を実現するものであり、平成 25 年 12 月に制定された交通政策基本法の基本理念を具現化することにつながります。

▶ 国の成長戦略への貢献に寄与する交通・移動分野の新たな技術・サービスの開発への支援を

また近年、ICTにおいては、ビッグデータやオープンデータ等を活用した、交通に係る技術革新が進んでおり、京都市では、平成 26 年度に京都未来交通イノベーション研究機構（仮称）を設立し、産学公連携の下、ICTを用いて交通に関する様々な情報を収集・統合し、これらの情報を利活用し、人と物の安全で快適・効率的な移動に資する技術やサービスの研究・開発を行うこととしております。

こうした技術やサービスを京都において実証・実用化することにより、交通・移動分野における市民の皆様の安全や利便性の向上を実現するとともに、全国展開を目指すことにより、国の成長戦略に京都から貢献していきたいと考えております。

つきましては、次のとおり国の積極的な支援を求めます。

提案・要望事項

- 1 交通政策基本法に基づく、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現を図るための財政上の支援
- 2 京都未来交通イノベーション研究機構（仮称）で実施する研究開発プロジェクトへの支援

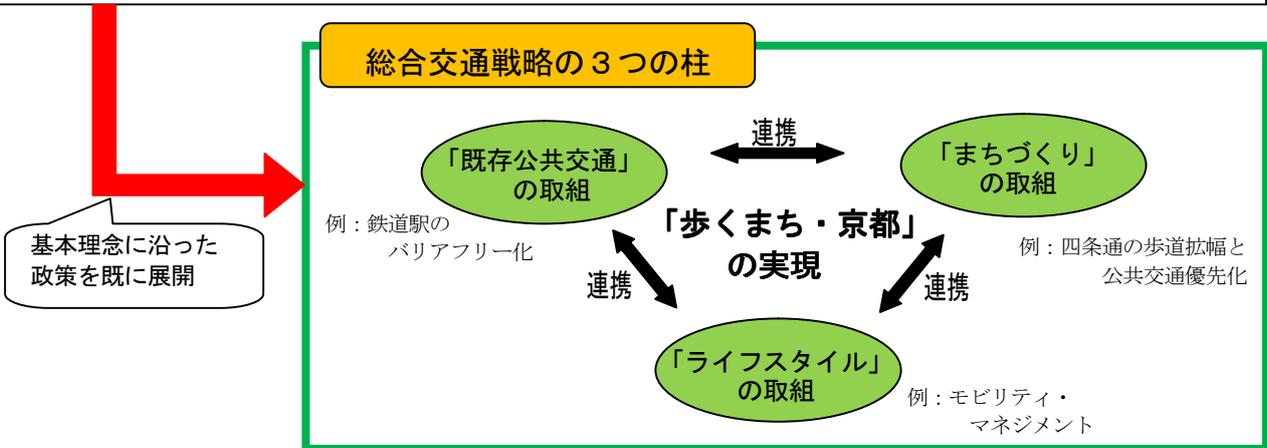
所管の省庁課：内閣府（宇宙戦略室）、総務省（情報流通行政局情報流通振興課、総合通信基盤局電波部移動通信課）、経済産業省（製造産業局自動車課、宇宙産業室、商務情報政策局情報通信機器課）、国土交通省（自動車局技術政策課、道路局道路交通管理課、都市局街路交通施設課、総合政策局交通計画課）

京都市の担当課：都市計画局 歩くまち京都推進室 企画課長 福田敏男 TEL 075-222-3483

人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現を図るための財政上の支援

交通政策基本法の基本理念

- ①国民の自立した生活の確保 ②活発な地域間交流・国際交流 ③物資の円滑な流通
④交通機能の確保・向上 ⑤環境負荷の低減 ⑥適切な役割分担と連携 ⑦交通の安全確保



例：モビリティ・マネジメント（クルマ利用者の意識改革を促す事業＝ソフト事業）

モビリティ・マネジメント施策における現行の補助制度	
補助制度	社会資本整備総合交付金
主な対象	道路などの社会資本整備とそれに関連するソフト事業
課題	ハード整備とそれに関連するソフト事業に補助対象が限定されている

ソフト事業に柔軟に活用できる補助制度の創設により、住民の自発的な交通行動の変容を促し、地域ごとの円滑な移動の確保を目指す、より積極的な事業展開が可能になる！！

「歩くまち・京都」総合交通戦略を推進することが、交通政策基本法の理念を具現化することにつながる！

京都未来交通イノベーション研究機構（仮称）で実施する研究開発プロジェクトへの支援

ICTを活用して交通に関する情報を収集・統合し、人と物の安全で快適・効率的な移動に資する技術やサービスを開発するための研究を実施

【主な取組】

- ①人の移動支援、②公共交通利便性向上
③物流の効率化、④インフラの長寿命化 など

【研究開発プロジェクト概要】

- テーマごとにプロジェクトを立ち上げ、研究資金の確保から実証実験、実用化に至るまでの一連の業務を行う。
- 参画者：企業、大学、関係省庁、地域（商店街等）等

実証・実用化のための人的・財政的支援を！

なぜ京都？

京都は細い道が多く、新たに大規模なインフラ整備を行うことは困難

既存インフラを徹底的にいかしたソフト面の充実が全国に通用する力となる！！

全国展開することによって
国の成長戦略に貢献

8 大学の国際化や地域連携の促進など「大学のまち京都・学生のまち京都」推進のための環境整備

(文部科学省)

▶ 「大学のまち京都・学生のまち京都」の更なる取組強化に対する支援を

今日、少子高齢化への対応や国際的な大学間の競争に直面している我が国の大学においては、国際化の促進や地域コミュニティの中核的存在としての機能強化など、それぞれの個性を活かした特色化が急務となっています。

京都市においては、平成 22 年度以降、3 年連続で日本の大学への留学生数が減少する中であって、「グローバル 30」の対象校をはじめ各大学と連携した海外における「京都の大学紹介セミナー」の実施や留学生用住居などの受入環境整備に取り組んだ結果、京都市内の留学生数は 20% 増加し、留学生増加数は京都府が第 1 位となっております。

さらに、今年度からは、将来の留学生誘致や各大学へのノウハウ提供の観点から、大学コンソーシアム京都（京都を中心とした 52 の大学・短期大学と京都市などで構成）と連携して短期留学受入れプログラムを開発するなど、日本への留学生誘致のけん引役となるべく、先進的な取組にチャレンジしているほか、大学と地域との連携の促進にも先駆的に取り組んでまいりました。

一方、国におかれましては、「地（知）の拠点整備事業」を昨年度から、「スーパーグローバル大学創成支援」を平成 26 年度から実施されているとともに、奨学金事業等の充実も図られています。

今後、留学生の誘致や受入環境の整備、地学公連携の促進、学生が安心して学べる環境の整備などの取組をさらに強化していく必要があることから、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- 1 留学生誘致・受入環境整備への支援
 - (1) 「留学生交流拠点整備事業」の拡充による、自治体や公共的団体等の行う先進的な留学生誘致・支援施策に対する支援の充実
 - (2) 大学や民間による留学生宿舍整備に対する財政支援制度の創設
- 2 スーパーグローバル大学創成支援における京都の大学の採択
- 3 地（知）の拠点整備事業における京都の大学の採択及び同事業の継続
- 4 大学等奨学金事業及び国立大学・私立大学の授業料減免等の充実

所管の省庁課：文部科学省（高等教育局高等教育企画課，学生・留学生課，大学振興課）

京都市の担当課：総合企画局 総合政策室 大学政策課長 矢内克志 TEL 075-222-3103

総合企画局 国際化推進室 留学生支援担当課長 西松卓哉 TEL 075-222-3072

大学・学生の国際化の促進に向けた取組

【留学生誘致・受入環境の整備など】

○ 海外における「京都の大学紹介セミナー」

	H22	H23	H24	H25
参加者数	上海(400人)	上海(940人)	大連(350人)	大連(330人)

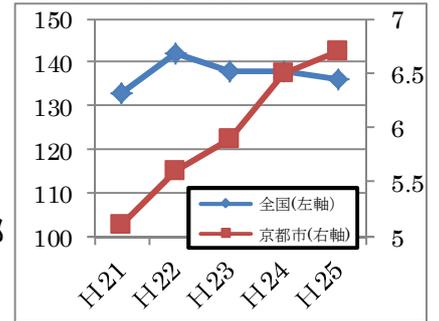
- 京都市向島学生センター（平成2年開設，234戸）
※外国人留学生等の居住施設とすることなどを目的に設置
- 市営住宅を留学生の居住施設として活用（平成20年度開始）
- 留学生住居としての空き家の活用に対し，改修費用の一部を補助（平成26年度開始）

【大学の国際化】

- 国際化拠点整備事業（グローバル30）において，京都大学，同志社大学，立命館大学が採択された（平成21～25年度の5箇年事業）
→平成26年度から「スーパーグローバル大学創成支援」の実施（最大10年間）

訪日留学生数 135,519人（-4.4%） 京都市留学生数 6,711人（+20.0%） ※カッコ内はH22→H25比
同期間の都道府県別留学生増加数 1位：京都府（1,347人） 2位：福岡県（1,114人）

《参考》留学生数推移（単位：千人）



留学生の積極的な誘致，受入環境の充実，大学の国際化に向けた取組の支援が必要

- 自治体等を行う先進的な留学生誘致・支援施策に対する支援を！
- 大学や民間による留学生宿舎整備に対する財政支援制度の創設を！
- 「スーパーグローバル大学創成支援」における京都の大学の採択を！

大学と地域との連携の促進に向けた取組

- 京都市では，地域課題の解決等に向けた大学と地域との連携による活動を支援する「大学地域連携・創造支援事業」（平成16年度開始）などを展開
- 平成25年度「地（知）の拠点整備事業」において，京都地域の9大学が申請し，2件採択（京都大学，京都工芸繊維大学）

大学と地域との連携を更に促進し，地域再生・活性化の核となる大学を形成していくために，「地（知）の拠点整備事業」の継続が必要

- 地（知）の拠点整備事業における京都の大学の採択及び同事業の継続を！

学生が安心して学べる環境の充実に向けた取組

奨学金を受給する学生の割合は年々増加しており(学部学生：H14 31.2%→H24 52.5%)，引き続き安心して学べる環境整備が必要

- 大学等奨学金事業及び国立大学・私立大学の授業料減免等の充実を！

大学学部生の奨学金受給割合(全国)



9 若者をはじめとする就労支援・雇用対策や中小企業を支える金融支援の充実

(文部科学省・厚生労働省・中小企業庁)

▶ 依然厳しい若者をはじめとする就労支援 京都経済を支える中小企業支援の充実を

京都市では、国・府・市が連携して雇用対策を推進するとともに、中小企業の支援についても、消費税増税の影響等を踏まえ、関係機関と連携して経営と金融を一体とした支援策を実施するなど、積極的に取り組んでいるところであります。

市民の1割を学生が占める「大学のまち」京都において、若者が夢を持って将来を見通すことができる「活力あふれるまちづくり」を進めるとともに、現在、京都地域の景気にみられる改善の兆しを確かな経済の好循環につなげるためには、依然として厳しい若年層の就業を一層支援し、中小企業の人材確保を図ることに加え、経営改善を加速することが不可欠です。

つきましては、若年層をはじめとした就労支援など雇用対策の充実と地域経済を支える中小企業支援の充実を図られるよう次のとおり求めます。

提案・要望事項

1 若者をはじめとする就労支援・雇用対策の充実

- (1) 「地域人づくり事業」の28年度以降の延長及び雇用拡大プロセスの支援対象の卒業予定者への拡大
- (2) 若年者の雇用促進（特に正規雇用）を図るため、在学生へのキャリア教育・就職支援を目的とした地方自治体の取組を支援する新たな交付金制度の創設
- (3) 若年無業者の職業的自立支援を図るため、地域若者サポートステーション事業の充実

2 中小企業への金融支援の充実

セーフティネット保証5号（不況業種関係）における業況の厳しい中小企業に幅広く配慮し、事業実態に応じた指定区分の見直し

所管の省庁課：文部科学省（高等教育局専門教育課、学生・留学生課）、
厚生労働省（職業安定局地域雇用対策室、若年者雇用対策室、職業能力開発局キャリア形成支援室）、
中小企業庁（事業環境部金融課）

京都市の担当課：文化市民局 共同参画社会推進部 勤労福祉青少年課担当課長 中条桂子 TEL 075-222-3222
産業観光局 商工部 中小企業振興課長 武田淳 TEL 075-222-3323
産業観光局 商工部 中小企業振興課担当課長 山中かおり TEL 075-222-4039

○ 国内経済は、デフレ脱却を目標とした政府の経済対策やそれに伴う消費マインドの改善が徐々に進み、景気回復に対する期待感が膨らんでいるものの、

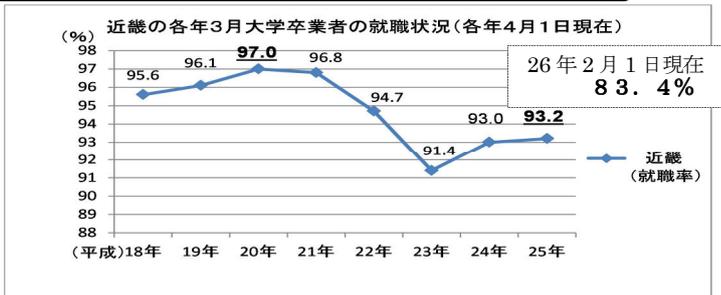
① 緊急雇用創出事業の効果などにより、平成26年2月の京都府の有効求人倍率は0.98倍、近畿の完全失業率は4.3%といずれも改善傾向の一方で、平成27年3月卒業予定者の大卒求人倍率は1.61倍とリーマンショック前と比べて引き続き低水準。

② 円安に伴う原材料価格の上昇や消費税増税の影響などの厳しい環境の中で、経営改善を図る幅広い中小企業を下支えしていく必要がある。

➡ **経営改善の取組が遅れば、再び苦境に陥る中小企業者が増加するとともに、雇用情勢の悪化が懸念される。**

中小企業者の経営改善・
体質強化は喫緊の課題

若者をはじめとする就労支援・雇用対策の充実



リーマンショックの影響が顕著な平成22年3月以降の就職状況に比べて、若干の改善状況にはあるものの、リーマンショック以前と比較すると大幅に就職率は低迷している！

地域経済活性化のためには、より一層の雇用対策の充実が必要！

➡ 若年層の厳しい雇用実態を踏まえ、京都市では、国の緊急雇用創出事業を活用し、在学生に対するキャリア教育・就職支援事業を実施(25年度は延べ5.8千人の学生が参加)。

京都市は市民の1割を学生が占める「大学のまち」であり、若者が夢を持って将来を見通すことができるように支援することが活力あふれるまちづくりには必要！

若年層の就業を支援するため、基礎自治体が活用しやすい新たな交付金制度の創設を！
若年無業者の職業的自立支援を図るため、地域若者サポートステーション事業の充実を！

中小企業を下支えする金融支援

206業種/1,133業種(H26.4時点)

○ 経営改善の大きな柱であるセーフティネット保証(別枠100%保証)は、平成24年11月に業種指定の見直しが行われ、その後、大幅に指定業種が減少し、一部業種の中小企業は別枠100%保証を利用できない状況！！

<認定要件>

「国が指定する不況業種に属し、かつ売上減少等の要件を満たす」

※不況業種

中小企業のうち、特に厳しい経営環境に直面している伝統産業関連業種の多くが指定から除外されており、京都ならではのものづくり産業が衰退の危機にさらされている。

中小企業は厳しい競争環境の中、輸入原料費の高騰などの影響を価格転嫁しにくい⇒**利益率は減少**

セーフティネット保証(5号)の認定要件として「利益率減少」を加えるとともに、より事業実態を的確に反映した細やかな業種指定が必要！！

本市の取組例

○ 京都では府市・保証協会・金融機関等が密接に連携して、中小企業の経営改善を支援！！

あんしん借換融資

目的・中小企業の資金繰りを改善し経営改善を促す
・セーフティネット保証の認定必要

実績・24年度融資件数：3,115件【885億円】
・25年度融資件数：1,750件【544億円】

府市協調制度融資とセーフティネット保証を活用した機動的な支援を行うことにより、企業の経営改善のための制度を構築

10 国家戦略特区の指定を契機とした新産業・新事業の創出に向けた支援の充実

(文部科学省・経済産業省)

▶ ベンチャー育成やイノベーション促進による新産業・新事業創出の加速化への支援を

平成 26 年 5 月に国家戦略特別区域に京都を含む関西圏が指定され、京都の強みを活かした医療・ライフ分野の提案が、国際的なイノベーション拠点を京都・関西で形成するとして、高く評価されたものと考えております。今回の指定を最大限活用し、中小企業の振興も含め、日本の経済成長の牽引役を果たしていく決意を新たにしたところです。

一方、京都市では、大学や研究機関等の厚い学術的集積、独自の強みを発揮しながら国際的に活躍する企業群、更には、幾多のベンチャー企業を輩出してきた風土や仕組みを活かし、産学公連携による「京都バイオシティ構想」（平成 14 年 6 月策定）や「京都市グリーン産業振興ビジョン」（平成 26 年 5 月策定）等に基づき、「研究プロジェクトの推進」、「ベンチャー育成支援」、「産学公のネットワーク形成」による基盤を構築し、新産業・新事業創出に向けて取り組んできました。

京都は、高い技術力に裏打ちされた伝統産業から先端産業が生まれ、多くのベンチャー企業を輩出しております。次代を担う有望な芽が至る所に存在していることから、新事業展開や経営革新に取り組むベンチャー・中小企業を認定・支援する制度を実施するなどベンチャー企業の更なる創出に取り組んでいるところですが、人材面や資金面において支援が不足している現状があります。

今後、更なる日本経済の活性化のため、ベンチャー創出や経営革新などのイノベーションを促進し、新産業・新事業の創出を加速させるため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- 1 新事業創出・ベンチャー育成に向けたコーディネータの派遣やそれら人材の処遇改善に対する支援
- 2 産学連携による研究開発やベンチャー企業創出・育成等に対する、自由度の高いファンドや地域が主体となり認定を行う補助事業の創設等の地域特性に応じた支援

所管の省庁課：文部科学省（科学技術・学術政策局産業連携・地域支援課）、経済産業省（大臣官房総務課）
京都市の担当課：産業観光局 新産業振興室 産学連携推進課長 米谷英剛 TEL 075-222-3324

新産業・新事業の創出に向けて

本市の取組

「京都バイオシティ構想」等に基づき、産学官連携の下、「研究プロジェクトの推進」、
「ベンチャー育成支援」「ネットワーク形成」による基盤を構築し、新産業・新事業の
創出を推進！！

地域産学官共同研究拠点整備事業

- 高度研究機器を活用した共同研究や人材育成を展開
- ・平成25年度の機器利用は、4,765件。人材育成の講習会等には、延べ558名が参加

ライフイノベーション創出支援事業

- 革新的な医療技術に関する研究開発活動に助成
- 大学・病院・企業間のコーディネート活動 など
- ・3年間で49件の事業に助成（応募172件）。「簡易型iPS細胞自動培養装置」、「生体用非接触硬度計」等を実用化

未来創造型企業支援プロジェクト

- ベンチャー企業の発掘から育成まで一貫したサポートの実施
- ・ベンチャー企業目利き委員会にて106社をAランク認定し、成長・発展を支援



特に、健康・医療の分野では・・・

- 国家戦略特別区域に指定（26年5月）
⇒これにより、再生医療をはじめとする先端的な医療機器等の研究開発の事業化の推進が図られる！！

次代をリードするベンチャー企業の育成を推進することが、特区の推進にも資する！！

課題・問題点

【大学の研究を事業化に結び付ける仕組みの創設】

大学の技術と企業のニーズの橋渡しをする優秀なコーディネータ人材の配置等が重要

【ベンチャー創出時における事業化資金の負担】

自由度の高いファンドや地域が主体となり認定を行う補助事業の創設などにより、ベンチャー企業の成長段階や課題に応じた研究開発・事業化資金の継続的な支援が重要

新産業・新事業創出の加速のために！

- 新事業創出・ベンチャー育成に向けたコーディネータの派遣やそれら人材の処遇改善に対する支援
- 産学連携による研究開発やベンチャー企業創出・育成等に対する、自由度の高いファンドや地域が主体となり認定を行う補助事業の創設等の地域特性に応じた支援

1 1 都市格の向上に向けた歴史まちづくり法に基づく歴史的な町並みの保全・再生 (国土交通省)

▶ 歴史的町並み景観の保全・継承及び無電柱化事業の推進のための財政支援を

京都には、京町家や酒蔵、歌舞練場といった歴史的な建造物が数多く分布しており、本市は、これまでから歴史的な建造物の修理・修景や電線類の地中化等を進め、歴史的な町並みの保全・再生への取組を推進してきました。

国におかれましては、景観法や歴史まちづくり法を制定されるなど国家施策として景観・歴史まちづくりの取組を推進されており、本市も平成21年度に歴史まちづくり法に基づく京都市歴史的風致維持向上計画の認定をいただき、国の支援事業を活用し、歴史的な建造物や町並みに調和した道路修景の保全・整備に努めてきたところです。

京都市内には約48,000軒もの京町家等が存在し、うち約600軒は景観重要建造物や歴史的風致形成建造物の指定候補になるものです。また、京町家と並び京都の景観を構成するうえで重要な寺社や近代建築物についても、新たに平成26年度から積極的に景観重要建造物等へ指定する予定であり、本市の歴史的な町並み景観を保全・継承していくためには、これまで以上に多額の予算が必要となります。

さらに、無電柱化の取組についても、本市や電線管理者にとって多額の費用負担が必要となることから、その進捗を図るためには、国による支援が不可欠です。

つきましては、世界に誇れる美しく風格ある国づくりを推進し、危機的な状況にある日本の景観を国策として守る取組を加速させるため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- 1 歴史まちづくりへの支援に特化した、歴史的な町並みの維持・向上のための抜本的な財源の拡充及び補助制度の充実
- 2 歴史的な町並み景観を保全するための無電柱化事業の推進
 - (1) 補助率の引上げなど景観に配慮すべき地区における無電柱化推進のための補助制度の拡充
 - (2) 工事完了後の速やかな電柱撤去を促進するための補助制度の創設
 - (3) コンパクトな地上機器の開発等に対する補助制度の創設
 - (4) 国直轄事業における無電柱化事業の推進

所管の省庁課：国土交通省（都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室、道路局路政課、国道・防災課、環境安全課）

京都市の担当課：都市計画局 都市景観部 景観政策課長 山本一博 TEL 075-222-3397
建設局 建設企画部 建設企画課長 森 知史 TEL 075-222-3551
建設局 道路建設部 道路環境整備課長 小川晃弘 TEL 075-222-3570

歴史まちづくりを推進するための抜本的な財源の拡充

◆景観重要建造物及び歴史的風致形成建造物の指定件数

年度	平成 17 年度	平成 25 年度
件数	3 軒	84 軒

※平成 17 年度に景観重要建造物の指定開始

年々件数は増加

歴史的価値の高い建造物の例
(歴史的風致形成建造物)

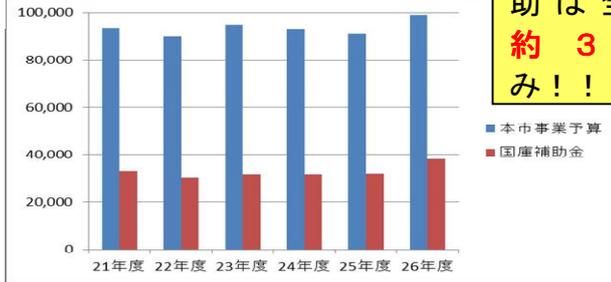


○約 600 軒の京町家
など、市内には指
定候補が多数存在！

○助成対象となる
建造物は今後も増
加の見込み

◆国庫補助状況

(単位：千円)



≪歴史まちづくり法（歴まち法）≫

「国家戦略としての京都創生」推進の成果として、平成 20 年 5 月成立

⇒ 京都市では、歴まち法に基づく計画の認定（平成 21 年度）を受け、京町家など市が指定した歴史的価値の高い建造物等の修理・修景に対し、国補助金を活用した助成を実施（歴史的町並み再生事業）

≪歴史的建造物への助成≫

国の平成 22 年度行政事業レビュー（いわゆる、事業仕分け）により、歴まち法の財政支援措置（景観・歴史的環境形成総合支援事業）が廃止、平成 23 年度から「社会資本整備総合交付金」へ吸収

課題

- 市内には、まだ、約 600 軒の京町家をはじめとした歴史的価値の高い建造物等の指定候補が多数存在し、事業の迅速な実施が喫緊の課題である。しかし、平成 25 年度の本市への国庫補助金は約 3 千万円と極めて少額であり、十分な事業展開をするための財源が確保できず、京都が誇る貴重な歴史的建造物が朽ちていく危機に直面！
- 京町家と並び京都の景観を構成するうえで重要な構成要素となる寺社や近代建築物等についても、平成 26 年度から積極的に景観重要建造物等へ指定する予定であり、これまで以上に多額の予算が必要！！

歴史まちづくりへの支援に特化した、歴史的な町並みの維持・向上のための、抜本的な財源の拡充及び補助制度の充実

伝統と趣のある景観を阻害する電線・電柱の地中化

京都市内における無電柱化の進捗状況

(単位：km)

管理者		京都市			国土交通省（直轄国道）			計	整備率
		幹線系	景観系	小計	幹線系	景観系	小計		
道路	無電柱化済	33.3	9.0	42.3	20.7	0.0	20.7	63.0	1.75%
	総延長			3,551			50	3,601	
管路	無電柱化済	51.0	10.1	61.1	41.4	0.0	41.4	102.5	2.38%
	総延長			4,200			100.0	4,300	

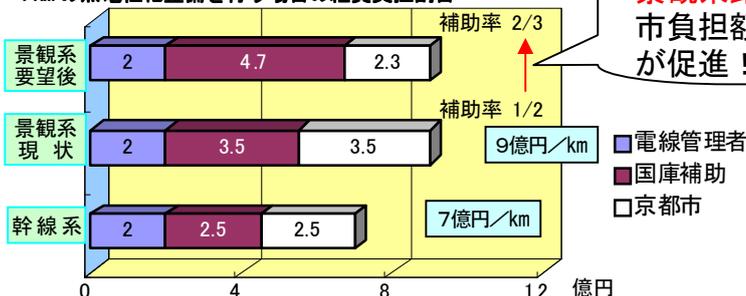
※管路延長

幅員の広い道路においては道路の両側に電線を通す共同溝を埋設するため、実際に地中に埋設する管の延長を表す。

- 無電柱化を進めるうえでは、多額の費用負担が課題であり、市内における整備率は極めて低い
- 特に景観系路線は幹線系路線に比べて道路幅員が狭隘であることなどから、整備費用が高額（景観系：9 億円/km、幹線系：7 億円/km）

幹線系に比べ、様々な課題のある景観系の路線においても、都市防災の観点から、無電柱化の整備の推進は喫緊の課題！！

1 km の無電柱化整備を行う場合の経費負担割合



景観系路線の補助率（現行 1/2）が 2/3 になれば、市負担額は幹線系と同程度となり、景観系の無電柱化が促進！！

更に無電柱化を促進するためには、

- ・工事完了後の速やかな電柱撤去促進のための補助制度創設
- ・コンパクトな地上機器開発への補助制度創設などが必要！

1 2 空き家対策の推進など京都らしい町並み景観を保全・再生するための制度の創設・整備等 (総務省・国土交通省)

▶ 日本の宝 京都の町並み保全のため、空き家対策推進のための制度整備等を

京都市は、永い歳月の中で、豊かな自然、世界遺産を含む数多くの歴史的資産や風情ある町並みが融合し、地域ごとに特色のある多様な景観が創り出されてきました。

しかしながら、本市における空き家の増加が、良好な景観保全の阻害をはじめ、地域の防犯や防災といった生活環境への悪影響など、まちづくりを進めるうえで多くの課題を生じさせていることから、本市では、「空き家の活用、適正管理等に関する条例」を制定（平成26年4月施行）し、空き家をまちの資源として捉え、活用、流通の促進を進めているところです。しかしながら、日本の宝である京都の町並みを保全するためには、条例の運用だけではなく、地方の政策目的に応じた固定資産税の住宅用地特例の運用を行うなど適切なインセンティブが必要です。

▶ 増加傾向にある屋外広告物法で規定されていない屋内広告物に対する規制の在り方の検討を

また、近年、京都の優れた景観を阻害する違反屋外広告物の是正指導に取り組む中、屋外広告物法で規定されていない、屋内から屋外の公衆に表示された広告物が増加傾向にあり、今後は許可制度の導入などの規制のあり方の検討が必要です。

▶ 京町家等の伝統的な木造建築物の保全のための相続税の納税猶予制度の創設を

さらに、京都の景観の基盤を構成する京町家等については、平成25年度の税制改正大綱における相続税の基礎控除引下げを含めた措置に伴い課税対象者が拡大し、京町家等の消失に拍車がかかるおそれがあります。

これらの取組を着実に推進し、日本が誇る京都の風情豊かな歴史的な町並みを保全するため、国の新たな支援が必要であると考えており、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- 1 地方の政策目的等に応じて、空き家に対する固定資産税の住宅用地特例の適用除外を可能とする制度の整備等
- 2 屋内から屋外の公衆に向けた表示を規制するための屋外広告物法の改正等の法整備及びガイドラインの策定
- 3 景観重要建造物をはじめとした京町家等に対する適切な管理を条件とした相続税の納税猶予制度の創設

所管の省庁課：総務省（自治税務局固定資産税課）、国土交通省（都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室、住宅局住環境整備室）

京都市の担当課：行財政局 税務部税制課 税制企画担当課長 佐藤晋一 TEL 075-213-5200
都市計画局 まち・再生創造推進室 再生創造企画課長 津嶋俊郎 TEL 075-222-3503
都市計画局 屋外広告物適正化推進室 広告物企画課長 志渡澤祥宏 TEL 075-708-7690
都市計画局 都市景観部 景観政策課長 山本一博 TEL 075-222-3397

空き家対策を推進するための制度の整備等

現状・課題

市内の空き家は約11万戸
(うち、戸建・長屋は約4万戸)
危険建築物に関する通報は、年々増加傾向

⇒ 老朽空き家の件数も増加

○景観をはじめとして、地域の防災や防犯、生活環境における多くの問題が生じる原因に！！
○地域コミュニティの活力低下の要因となり、まちづくりを進めるうえで課題に！！

京都市では、空き家の管理不全対策にとどまらず、活用・流通を重点課題として対策を推進

地方の政策目的に応じ、**固定資産税の住宅用地特例の適用除外を可能とする制度の整備等**が必要！

管理不全 小

一定の管理不全状態にある空き家
⇒ **現行法上、住宅用地特例が適用**

ボーダーライン

管理不全状態が著しい空き家
⇒ **現行法上、住宅用地特例の適用除外が可能**

管理不全 大

地方の政策目的等に応じて、基準を変える！！

屋内広告物に係る法規制の整備

- 京都市では、地域の特性に応じた「大きさ」、「色」、「表示できる高さ」など、全国でも類を見ないきめ細かな基準を設定し屋外広告物に関する規制を実施
- 屋外広告物への規制強化に伴い、**屋内広告物の掲示により同様の効果を得ようとする傾向**がある
※25年度に特定屋内広告物に係る課題等検討調査を実施



屋内広告物はこの高さまで掲出可能

屋外広告物の掲出可能な高さ



屋内広告物については、屋外広告物法による規制根拠はなく、現在、条例による独自の規制（届出制）にとどまっている

⇒ 屋内広告物についても、景観に与える影響は屋外広告物と同等

屋内広告物に対しても、屋外広告物同様に実効性のある基準による規制や、行政代執行を背景とした指導ができるよう、法律による規制根拠が必要！

条例に基づく届出済の屋内広告物



屋内広告物を規制するため、屋外広告物法の改正等の法整備及びガイドラインの策定が必要！

京町家等に対する相続税の納税猶予制度の創設

○京都市では、条例により、京町家等の伝統的な木造建築物の安全性を確保しながら保全・活用するための仕組みを整備

○京町家は京都の歴史的な景観の重要な要素であり、保全していく上では、維持修繕費や相続税の負担が大きな課題



※保存建築物
(龍谷大学深草町家キャンパス)

景観重要建造物をはじめとした京町家等に対する、適切な管理を条件とした**相続税の納税猶予制度の創設**が必要！

1 3 伝統産業製品の海外展開への支援など日本文化を支える 伝統産業の振興

(経済産業省)

▶ 伝統産業の衰退に歯止めを掛けるための海外展開や技術・技法の継承への支援を

1200年を超える歴史に生まれ、今も日本の伝統・文化が生き続ける京都は、国際社会における我が国の存在感を高めるとともに、観光立国の実現に向けて大きな役割を果たしていると考えています。その京都の魅力の核は、文化、芸術、芸能、文化財、歴史的な景観等ではありますが、これらを支える大きな柱のひとつが伝統産業です。

本市では、この重要な地場産業の振興に向けて、これまでから後継者育成や原材料、道具類の確保から新商品開発、首都圏や海外での販路開拓などきめ細かな取組を推進してまいりました。とりわけ、「京都市清酒の普及の促進に関する条例」(平成25年1月制定)の施行にともない、日本酒を通じて、74品目にも上る本市伝統産業の価値を再認識し、日本が誇る和の文化を一人でも多くの方に触れていただける環境づくりを推進しているところです。

しかしながら、生活様式の変化や海外製品の流入により、伝統産業製品の生産量、出荷額の減少に歯止めが掛からず、京都の伝統産業は永きにわたって受け継がれてきた優れた技術や卓越した技法の継承すら危ぶまれる状況になっております。

伝統産業の衰退は、日本の文化の衰退に直結すると言っても過言ではありません。このまま進めば、美しい国土づくりや観光立国もいずれ画餅に帰することは明白です。

国におかれましては、日本の文化・伝統の強みを活かしたクール・ジャパンの推進に取り組まれているところですが、日本の伝統文化を支えている伝統産業の振興に一層強力に取り組んでいくために、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- 1 伝統産業の海外展開等への積極的な支援
 - (1) 海外展開に向けた地方自治体の取組を促進するための支援制度の創設
 - (2) 外国人観光客の誘客に繋がる見学可能な制作工房整備に対する財政的支援
- 2 希少となった伝統産業の技術・技法の後継者への継承のための「伝統的工芸品産業支援補助金」の制度拡充

所管の省庁課：経済産業省（商務情報政策局伝統的工芸品産業室）

京都市の担当課：産業観光局 商工部 伝統産業課長 城本聡美 TEL 075-222-3337

現 状

生産量(平成 25 年)

- ・西陣織 ピーク時(昭和 50 年)の 8.7%に
 - ・京友禅 ピーク時(昭和 46 年)の 2.6%に
- 西陣織:西陣織工業組合「西陣織機業調査報告書」「西陣生産概況」
京友禅:京友禅協同組合連合会「京友禅京小紋生産量調査報告書」

出荷額(平成 22 年)

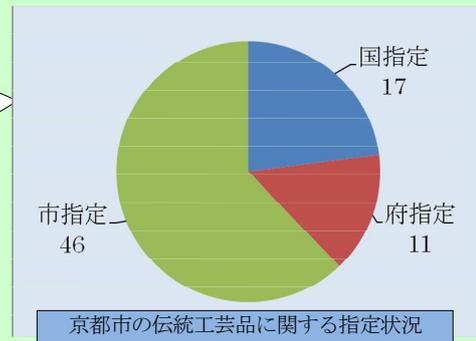
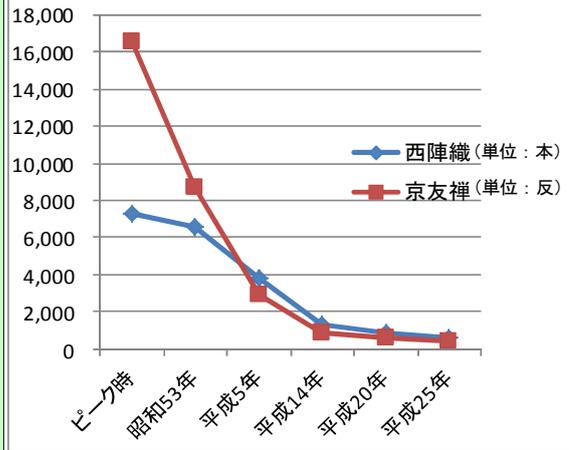
- ・西陣織 ピーク時(昭和 58 年)の 6.3%に
 - ・京友禅 ピーク時(昭和 55 年)の 8.7%に
- 西陣織:「京都市の工業」(絹, 人絹織物業)
京友禅:「京都市の工業」(織物手加工染織整理業)

生活様式の変化, 海外製品の流入, 不況などによる生産額の激減

京都市 74 品目のうち, 国指定の伝統工芸品(産地規模の要件※あり)が圧倒的に少ない。
※一定地域に 10 企業以上又は 30 人以上の従事者が集積

⇒小規模な業種ほど国の支援(補助金等)が受けられない。

西陣織・京友禅生産量



京都市における主な取組

○伝統産業に関する新規需要創出(市場開拓)に対する支援

- ◇京もの国内市場開拓事業
- ◇京都ブランド海外市場開拓事業
- ◇京ものユースコンペティション(平成 25 年度～新規実施)
- ◇琳派四〇〇年記念事業(平成 26 年度～)
 - ・琳派×デザインコンペティション
 - ・伝統産業の日 in R I M P A



古墳時代に日本に伝わった象嵌。刀剣・武具類の装飾として発展

○伝統産業に対する関心と理解を深める取組

- ◇本市独自の条例で春分の日を「伝統産業の日」と定め, 伝統産業の魅力を発信する各種イベントを実施
- ◇議員提案による本市独自の条例である「京都市清酒の普及の促進に関する条例」を全国で初めて制定し, 日本酒の振興に合わせて, 和食や京焼・清水焼といった伝統産業の普及を推進



○技術の継承や後継者の育成

- ◇伝統産業従事者への設備改修等事業補助制度の創設(平成 26 年度), 技術後継者育成制度



<提案・要望事項>

- 伝統産業の海外展開等への積極的な支援
- 希少となった伝統産業の技術・技法の後継者への継承のための財政的支援

日本の文化を支えてきた伝統産業の更なる振興を図るためには, 国の積極的な支援が必要!

1.4 橋りょう対策，幹線道路整備など防災・減災対策の推進

(国土交通省)

▶ 防災・減災対策の着実な推進のための安定的かつ十分な財政支援を

昨年9月に日本列島を襲った台風18号により，わが国で初めて「特別警報」が発令され，嵐山地区をはじめ，特に山間地域で多数の冠水や土砂災害が発生し，現在，全力で災害復旧に取り組んでいるところです。

こうした自然災害の猛威に対応するため，避難・物資運搬を担う道路網の確保が重要であり，本市では，平成23年12月に「いのちを守る橋りょう健全化プログラム」を策定し，橋りょうの耐震化や老朽化対策に取り組むとともに，山間部と市街地とを結ぶ地域住民の生命線である道路機能を確保するための災害防除にも取り組んでいます。

また，本市では，高度経済成長期に建設されたトンネルや横断歩道橋などの多くの道路ストックの老朽化が進んでいることから，現在，総点検に取り組んでおり，引き続き，道路機能の確保，市民生活を守るため，老朽化対策を積極的に進めていく必要があります。

さらに，緊急輸送道路ネットワークの機能向上，社会経済活動の活性化などを促す幹線道路整備について，特に，市内南北軸を形成する「鴨川東岸線」や本市西部地域の道路交通の円滑化を図る「阪急京都線連続立体交差化事業」等への集中的な投資による早期完成を目指し，精力的に取り組んでいるところです。

しかしながら，これらの取組を計画通りに整備を進めるためには多額の財源が必要ですが，国から配分のあった平成26年度の交付金は本市の要望額を大きく下回っており（60%弱），財源の確保・拡充が喫緊の課題となっています。

市民の安全・安心を最大限確保するためには，必要十分な財源の確保が重要であることから，次のとおり求めます。

提案・要望事項

- 1 橋りょうの耐震化や老朽化対策，道路防災対策に必要な財源の確保
- 2 道路ストックの老朽化対策に必要な財源の確保
- 3 集中的に投資を必要とする幹線道路整備に必要な財源の確保

所管の省庁課：国土交通省（道路局国道・防災課，環境安全課，都市局街路交通施設課，街路交通施設課整備室）

京都市の担当課：建設局 建設企画部 建設企画課長 森 知史 TEL 075-222-3551

建設局 土木管理部 土木管理課長 谷口一朗 TEL 075-222-3568

建設局 土木管理部 橋りょう健全推進課長 梅原龍哉 TEL 075-222-3561

建設局 道路建設部 道路建設課長 石原敏彦 TEL 075-222-3577

建設局 道路建設部 道路建設課担当課長 東川洋平 TEL 075-222-3577

●早急な橋りょうの耐震化、老朽化対策と道路の防災対策および道路ストックの老朽化対策による住民の生命線の確保

- ・平成 23 年 12 月に、「いのちを守る橋りょう健全化プログラム」を策定
⇒対策が必要な橋りょう 296 橋のうち、平成 28 年度までに 51 橋の対策完了を目指す
- ・災害時において、人員・物資の搬送に必要なルート確保のため、道路防災の対策が必要な 527 箇所のうち、399 箇所の対策を実施予定
- ・多くの道路ストック（トンネル、横断歩道橋等）の老朽化対策を実施予定



[老朽化が進行する橋りょう]



[老朽化が進行する道路ストック] (トンネルの壁面)



[防災対策を施した道路]

◆「橋りょう健全化プログラム」の事業費想定

- 第 1 期プログラムの確実な遂行には、残る 2 年間(平成 27 年度～平成 28 年度)で、約 95 億円の財源の確保が必要！

(単位：億円)

	H24(補正含)	H25(補正含)	H26	H27	H28	合計
耐震化	8.3	10.2	16.6	36.1	37.8	109.0
老朽化対策	4.8	5.1	6.9	7.9	13.6	38.3
合計	13.1	15.3	23.5	44.0	51.4	147.3

- 第 1 期プログラム終了後も、継続して取り組んで行く必要があり、対策が必要にも関わらず、やむを得ず先送りしている橋りょうも含めると、今後 20 年間で約 600 億円もの膨大な予算が必要！
- 緊急輸送道路に面する斜面の防災対策をスピードアップするために、その対策経費として約 200 億円以上の財源の確保が必要！

●幹線道路整備への集中的な投資による早期完成

・緊急輸送道路ネットワークの機能向上を図り、安全・安心の確保、渋滞緩和の促進、社会経済活動の活性化を促す路線について、事業効果の早期発現をめざし、集中的な投資による早期完成を図っています。



- 上り線効果切り替え後、最大渋滞長が約 4 割減少
- 踏切除却により、防災機能向上に寄与

- 阪急京都線連続立体交差化については、平成 27 年度に上下線高架を完了し、踏切除却を確実にを行うため、残る 2 年間(平成 27 年度～平成 28 年度)で 22 億円の財源の確保とともに、連続立体交差化事業の確実な事業進捗を図るため、財源の拡充が必要！
- 鴨川東岸線については、橋りょう上部工の連続的な施工のため、残事業費 21 億円の安定的確保が必要！

15 局地的な集中豪雨等に備えた河川及び雨水幹線整備の推進

(国土交通省)

京都市では、浸水対策の大きな柱として、河川改修と雨水幹線整備に取り組んでいます。

▶ 治水対策の着実な推進のための中小河川の改修に対する財政支援を

河川事業においては、平成24年8月に宇治市等で発生した局地的集中豪雨による大災害を契機に、河川の総点検及び39河川における緊急対策を実施するとともに、過去に浸水被害が発生した河川のうち、本格的な治水対策が未着手の普通河川8河川について、各河川の治水安全度調査の結果に基づき、整備方針を取りまとめた「普通河川整備プログラム」を平成25年10月に策定しました。現在は、昨年9月の台風18号の教訓も踏まえ、河川ごとの特性に応じた適切な維持管理と整備を推進し、市民生活の安心・安全の根幹となる治水を前提とした京都らしい川づくり、水辺づくりを進めております。

▶ 浸水対策の着実な推進のための排水機場等の維持修繕や雨水幹線整備等に対する財政支援を

また、浸水被害を未然に防ぐために重要な役割を担っている排水機場については、老朽化が進んでいるため、計画的・経済的に維持管理に取り組む長寿命化計画の策定と着実な計画推進、耐震化及び全排水機場を一元監理するシステムの構築など、より一層の安全対策を講じることが急務となっています。

さらに、下水道事業においては、過去に浸水が発生した箇所や、豪雨時に大きな被害が予想される京都駅など地下街周辺地区を中心に、10年確率降雨対応の雨水幹線の整備を進めるとともに、雨水貯留・浸透施設の普及などに取り組んでいます。

しかしながら、都市基盤河川の改修だけでも今後約800億円もの多額の事業費が必要であり、その他河川や雨水幹線整備等も含めると、更に膨大な事業費が必要となるため、これらの予算確保を安定的に行うことが喫緊の課題となっています。

つきましては、局地的な集中豪雨等の災害から、市民の生命・財産・暮らしを守るため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- 1 局地的集中豪雨に対応するための治水対策に係る準用河川を含む中小河川の改修に対する補助要件の緩和など財政支援の拡充
- 2 河川、水路及び排水機場の維持修繕並びに排水機場に係る新たな集中監視システムの構築に必要な国庫補助制度の創設
- 3 都市基盤河川整備に対する国庫補助金の安定的な確保
- 4 下水道の雨水幹線等の浸水対策施設整備に対する国庫補助金の増額

所管の省庁課：国土交通省（水管理・国土保全局河川計画課、治水課、下水道部下水道事業課）

京都市の担当課：建設局 土木管理部河川整備課長 石塚 憲 TEL 075-222-3591

上下水道局 下水道部計画課長 井上高光 TEL 075-672-7841

◎局地的集中豪雨による浸水対策のため、河川改修、雨水幹線等の整備が必要

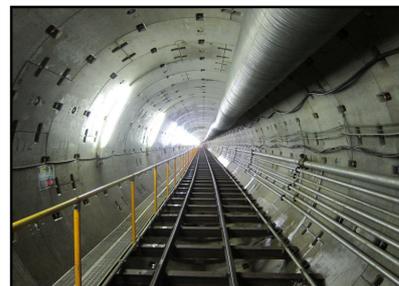
増水時の普通河川



浸水被害の状況



整備中の雨水幹線



- 準用河川の改修事業における補助要件が限定的 ⇒ (・ 4 億円未満の事業は対象外
・ 雨水貯留施設の設置は対象外)
- 近年の局地的集中豪雨に対応するため、**総合的な治水対策に係る**中小河川の改修や、雨水幹線等の浸水対策施設の整備のスピードアップを図るため、**安定的かつ十分な予算を確保することが喫緊の課題**

◎市民のくらしを守るため、適切な維持管理のもと、浸水被害を未然に防ぐ

老朽化が進む排水機場



傷んだ護岸の補修 (京都市西京区の天井川)



経年によるクラックが発生している

- 近年多発する局地的集中豪雨に備え、京都市が管理する340河川全てを対象とした対策（老朽化した護岸の部分的な補修や浚渫など）を行うため、継続的な予算を確保することが喫緊の課題
- 京都市が管理する34箇所排水機場では、老朽化が進んでいることから、早期に耐震化を図るとともに、適切な維持修繕が必要。また、排水機場の集中監視システムの構築に多額の予算を確保することが必要。
国の補助制度は1級・2級河川に係る排水機場のみが対象であり、本市が管理する多くの排水機場の維持修繕に係る経費は国の補助対象外。

<参考>本市における河川の状況

種別	細別	管理者	河川数	延長(m)	
一級河川 (河川法適用)	直轄河川	国土交通大臣	5	42,179	
	指定区間 (都市基盤河川改修対象区間)	京都府知事 (工事・維持の代行：京都市長)	53 (18)	318,270 (29,275)	
準用河川 (河川法準用)		京都市長	31	49,583	
普通河川 (河川法適用を受けないもの)		京都市長	291	438,512	
計			380	848,544	
			(京都市管理分)	340	517,370

16 老朽化した上下水道施設の更新や耐震化の推進

(総務省・厚生労働省・国土交通省)

▶ 上下水道施設の老朽化対策及び耐震化を安定的かつ長期的に実施していくための財政支援を

京都市の上下水道事業は、長期的な水需要の減少により、非常に厳しい経営環境にある一方で、高度経済成長期に整備した大量の施設が順次耐用年数を迎え、大規模更新の時期が到来しています。また、阪神淡路大震災、東日本大震災の発生を契機に、上下水道の機能喪失が社会に与える影響の大きさが再認識され、地震等の災害に強い上下水道の構築が急務となっています。

こうした中、市民生活や事業活動を支えるライフラインとしての機能を安定的に維持し、災害発生時においても機能不全に陥らないよう、老朽化した施設の改築更新とともに、浄水施設、下水処理施設及び管路等の上下水道施設の耐震性の向上を計画的に進めています。

しかしながら、水道、下水道ともに、改築更新や耐震化の推進等には多額の経費を要し、財源の確保が大きな課題となっています。特に、水道事業においては、本市が実施する老朽水道管の更新事業は、国庫補助の採択基準に合致しないため、補助の対象外となっています。また、下水道事業においては、管きよの緊急的な老朽化対策として平成24年度に国庫補助が拡充されたものの、長期にわたって対策の実施が必要であるため、今後も継続的に国の支援が必要です。

つきましては、今後も施設の機能を維持・向上させていくための財政支援制度の拡充や継続について、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- 1 上下水道施設の老朽化対策及び耐震性向上に対する国の財政支援制度における採択基準の拡充と国費率の引上げ
- 2 高金利建設企業債の借換制度の拡充（金利5%以上で未措置分の再実施及び5%以上から3%以上への条件緩和）

所管の省庁課：総務省（自治財政局公営企業課，地方債課），厚生労働省（健康局水道課），
国土交通省（水管理・国土保全局下水道部下水道事業課）

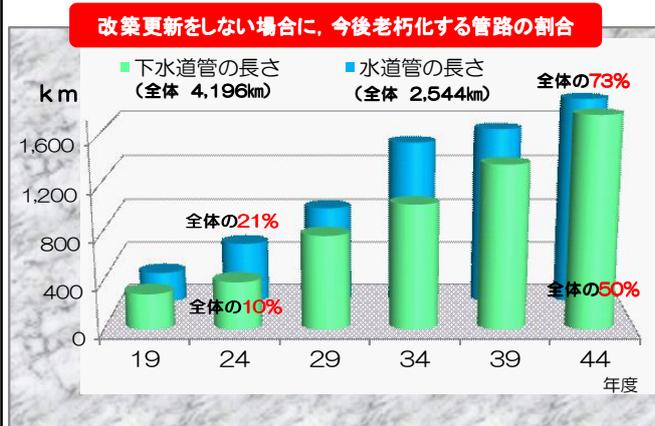
京都市の担当課：上下水道局 総務部 経理課長 廣瀬孝幸 TEL 075-672-7721

上下水道局 水道部 管理課担当課長 小田原興 TEL 075-672-7743

上下水道局 下水道部 計画課長 井上高光 TEL 075-672-7841

現状

○老朽化施設の増大による大規模更新の時期が到来



耐用年数※を超過した管路が、約 20 年後には、水道で全体の約 7 割に、下水道では全体の約 5 割に！！

※水道管：40 年，下水道管：50 年

施設の老朽化により…

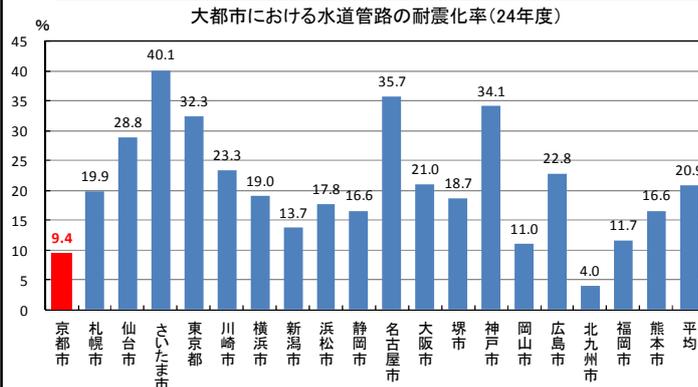


【水道管が破損し吹き出した様子】

老朽化した施設の計画的な改築更新が必要

老朽水道管の更新には
約 1,370 億円以上が必要

○東日本大震災を契機に、上下水道の機能喪失が社会に与える影響の大きさを再認識



本市の水道管路耐震化率は低い方から 2 番目

⇒水道管耐震化のスピードアップが必要



【水道耐震管の布設の様子】

地震等の災害に強い上下水道の構築が急務

課題

水道、下水道ともに、改築更新や耐震化の推進などに多額の経費を要する。特に、

- 水道事業：老朽水道管の更新事業は国庫補助の採択基準に合致しないため、補助対象外。
- 下水道事業：老朽化した管きよの改築更新への国庫補助は、平成 24 年度から対象の拡充（小口径かつ布設後 50 年を経過したものも対象に追加）が行われているものの、今後も継続的に国の支援が必要

提案・要望

- 1 上下水道施設の老朽化対策及び耐震性向上に対する国の財政支援制度における採択基準の拡充（水道事業：基準の大幅な緩和，下水道事業：補助対象拡充の継続）と国費率の引上げ
- 2 高金利建設企業債の借換制度の拡充（金利 5 % 以上で未措置分の再実施及び 5 % 以上から 3 % 以上への条件緩和）

1 7 転落防止柵の整備のための支援など地下鉄事業に対する 財政措置の拡充 (総務省・国土交通省)

▶ 安全で快適な交通手段として地下鉄事業を安定的に運営していくための財政支援を

京都市は、世界を魅了し続ける山紫水明の歴史・文化・観光都市であると同時に、京都議定書誕生の地、環境先進都市であり、市バス・地下鉄と民間バス、私鉄等とのネットワーク化に取り組むなど、公共交通優先のまちづくりを進めています。

しかしながら、これを支える地下鉄事業の経営は、経営健全化基準である 20%を上回る極めて厳しい状況にあり、平成 22 年 3 月に「京都市高速鉄道事業経営健全化計画」を策定し、現在、経営健全化に全力で取り組んでいます。計画策定後、収入増加策や総人件費の削減などを積極的に実施し、現金収支の黒字化を図るなど、計画を大きく上回る改善を図っているものの、平成 24 年度決算では、累積資金不足額は 309 億円、資金不足比率は 31.9%であり、依然として厳しい状況に変わりはありません。

こうした中でも、安全対策や防災対策をはじめとする鉄道の運行に必要な設備投資は欠かせないことから、今後も相当の費用負担が生じることとなります。とりわけ、現在取り組んでいる烏丸線 3 駅の転落防止柵の整備に対する財源の確保が必要です。また、今後の更なる整備促進に向けて、事業者負担が軽減されるような補助制度の拡充と、新たな転落防止柵の技術開発の促進が必要不可欠であります。

さらに、地下鉄開業から 30 年以上が経過し、現行制度では補助対象となっていない既設線の改修・更新費用や、金利 3%以上の高金利建設企業債（約 500 億円）の利子償還が、大きな財政負担となっています。

つきましては、地下鉄事業の経営健全化を進め、安全で快適な交通手段として将来にわたって安定的に運営していくため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- 1 転落防止柵の整備のための支援
 - (1) 転落防止柵（可動式ホーム柵）の整備に対する補助金の確保
 - (2) 今後の整備促進に向けた補助制度の更なる拡充及び安全かつ低コストで整備可能となる新たな転落防止柵の技術開発の促進
- 2 鉄道施設の安全対策及び長寿命化等を目的とした既設線の改修・更新事業に対する補助制度の拡充
- 3 高金利建設企業債の借換制度の拡充（金利 5%以上で未措置分の再実施及び 5%以上から 3%以上への条件緩和）

地下鉄の果たす役割

京都を支える都市装置として地下鉄は不可欠

- 年間5千万人の観光客。1日当たり旅客数約33万9千人、市内鉄道輸送の約50%を担う。
- 道路が狭あいだで渋滞が慢性化する都心部における交通の大動脈
- 市民の利便性を向上させ、安心・安全な移動を確保する都市基盤
- 環境に優しい、景観に配慮したまちづくり（CO2排出量は自家用車の約20分の1）
- 市の重点政策である、ひとと公共交通を優先する「歩くまち・京都」の実現に大きな役割



地下鉄事業の財政状況

多額の建設費の返済等により、公営地下鉄事業者で唯一の経営健全化団体

- 地下鉄事業は建設費が巨額で、収支採算は50年以上の長期間をかけて確保する性格の事業
- 本市では、東西線の建設がバブル期と重なったこと等から建設費が高騰
 - ★要した建設費は全線で総額約8,500億円（借入金残高は約4,500億円）

<地下鉄事業の財政状況（平成24年度決算）>

- 経常収支48億円の赤字
- 累積資金不足額309億円（全国の公営地下鉄事業者で最大）
- 資金不足比率31.9%（経営健全化基準(20%以上)を上回る唯一の公営地下鉄事業者）

経営健全化の推進

更なる健全化のため、経営健全化計画を策定し、全市的な取組を実施

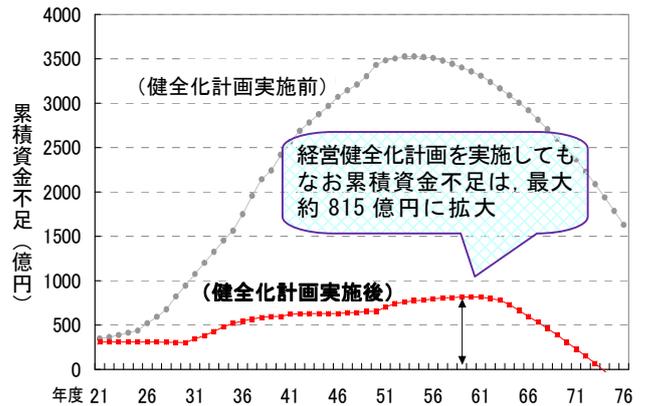
<経営健全化計画の主な取組状況（24年度決算）>

- ① 収入増加策
 - ・1日当たり旅客数（H22～24 1万2千人増）
 - ・駅ナカビジネス収入（H20比 4億4千万円増）
- ② 総人件費の削減
 - 駅職員業務の民間委託化拡大等による職員数削減（H20比 103人減、約8億円削減）
- ③ 一般会計の支援
 - 経営健全化出資金（H16～24 累計 約650億円）

【収支の状況（24年度決算）】

経常収支：H20 △144億円 → H24 △48億円
現金収支：H20 △38億円 → H24 69億円

<経営健全化計画実施後の累積資金不足の推移>



- それでもなお累積資金不足は平成24年度決算の309億円から更に増加を続ける見込み

提案・要望事項

大きな
財政負担

要望

- 烏丸線への可動式ホーム柵の整備（全15駅）
→ 烏丸線3駅への設置（平成25～27年度） 所要経費約8億円
- 開業30年を経過し、既設線の改修・更新事業が本格化
→ 経営健全化計画期間中（平成22～30年度）の所要経費約400億円
- 借入利率3%以上の高金利建設企業債の残高約500億円

- 転落防止柵の整備に対する補助金の確保、並びに今後の整備促進に向けた補助制度の更なる拡充、及び安全かつ低コストで整備可能となる新たな転落防止柵の技術開発の促進
- 鉄道施設の安全対策及び長寿命化等を目的とした既設線の改修・更新事業に対する補助制度の拡充
- 高金利建設企業債の借換制度の拡充（金利5%以上で未措置分の再実施及び5%以上から3%以上への条件緩和）

実現すれば、約45億円の利子負担軽減が可能！

1 8 大規模災害に備えた帰宅困難者対策や原子力災害対策など総合的な防災対策の推進

(内閣府・総務省・消防庁・原子力規制委員会)

▶ 地域の状況に即し総合的な防災対策推進を図るための制度拡充を

京都市におきましては、東日本大震災を契機とした避難所運営マニュアルの策定、観光客等帰宅困難者対策及び公的備蓄物質の充実等に取り組むとともに、今年の台風18号を教訓とした市災害対策本部と区災害対策本部との連携強化、X R A I Nの活用による土砂災害危険地域の雨量情報提供システムの構築、市民への防災情報発信機能の強化のほか、平常時からのモニタリング体制の構築をはじめとする原子力災害対策など、スピード感を持って防災対策を推進しているところです。

国におかれましては、東日本大震災以降、緊急防災・減災事業を時限的に創設されましたが、避難所機能の強化、帰宅困難者対策など、地域の状況に即した総合的な防災対策を力強く進められるよう、より長期間、幅広くソフト対策にも活用できるような支援制度として拡充されるよう要望します。

▶ 原子力発電所の再稼働に当たっての適切な対応、原子力災害対策への十分な財政支援を

さらに、原子力発電所については、新規制基準に基づき、適合性審査を順次進められておりますが、再稼働に当たっては、基準を厳格に適用し、万全の安全性を確保するとともに、国の責任において住民及び関係自治体への十分な説明と理解を得たうえで判断をされることを要望します。また、周辺自治体を実施すべき情報伝達手段や防護資機材の整備などに係る多額の経費について、財政支援を求めます。

提案・要望事項

- 1 災害発生時に地域の生活情報の拠点となる避難所の機能強化や帰宅困難者対策も含めた災害備蓄物資の充実など、防災対策を一層強力かつ計画的に推進するための長期間、幅広く活用可能な支援制度の拡充
- 2 原子力発電所に対する新規制基準の厳格な適用及び住民や関係自治体への十分な説明と理解を得たうえでの再稼働の判断
- 3 原子力災害対策の強化に向けた周辺自治体への十分な財政的支援

所管の省庁課：内閣府政策統括官（防災担当）、総務省（自治財政局財政課、交付税課、地方債課）、
消防庁（防災課、国民保護室、防災情報室）、原子力規制委員会（原子力規制庁総務課）
京都市の担当課：行財政局 防災危機管理室長 吉田不二男（防災課長事務取扱） TEL 075-212-6793
行財政局 防災危機管理室 危機管理課長 近藤 博 TEL 075-212-6791
行財政局 防災危機管理室 地域防災推進担当課長 人見早知子 TEL 075-212-6792
行財政局 防災危機管理室 原子力災害対策課長 浅野 浩司 TEL 075-212-6794

京都市の取組

① 観光客等帰宅困難者対策

観光地（清水・祇園、嵯峨・嵐山）、ターミナル（京都駅周辺）、大学、事業所ごとの帰宅困難者に関する計画に基づき、帰宅困難者の避難誘導、一時滞在施設等の確保、備蓄食料の配備等を推進



観光客等帰宅困難者対策

観光地単位の具体的な避難誘導計画を作成するなど、市民力、地域力などを活かした取組を進めています。

② 災害用備蓄の充実・強化

平成25年度に策定した京都市備蓄計画に基づき、帰宅困難者等を含めた配分対象の拡大、備蓄物資の内容・数量の充実、流通在庫備蓄の更なる活用、配送事業者との協定等を推進

③ 避難所対策

ア 避難所運営マニュアルの策定

平成26年度中に市内全避難所（418箇所）で策定

イ 避難所運営資機材の充実強化

非常用発電機、照明設備、間仕切りテント等に加え、カセットコンロ、ラジオ、テレビアンテナを追加配備

④ 土砂災害の危険地域の雨量情報提供システムの構築

国土交通省が運用しているXRAIN（XバンドMPレーダネットワーク）を活用した250メートル四方の雨量情報が把握可能な新システムを構築

⑤ 防災情報発信機能、情報配信サービス機能の強化

災害発生時に、自動的に防災ポータルサイトを「緊急時画面」に切り替えるなど、防災情報発信機能を強化するとともに、災害時要援護者への情報配信サービス対象を拡大

⑥ 原子力災害対策

ア 地域防災計画（原子力災害対策編）をはじめ、関係細部計画である原子力災害避難計画、環境放射線モニタリング計画、水道水対策計画に基づく実施体制の整備、対応措置の強化・充実及び必要な防護資機材の整備

イ 市民に対する原子力防災の周知（リーフレット配布、講習会及び原子力防災訓練実施）

防災対策に係る国補助制度の課題

- ハード整備に係る補助制度については、通常の河川や橋りょう整備に係る補助制度に加え、東日本大震災後に創設された**緊急防災・減災事業**があるが、**継続実施が未定であるため、計画的に活用することが困難**

緊急防災・減災事業 ※地方債充当率は100%

交付税算入分：元利償還の70%

- 災害備蓄物資の充実などの**ソフト対策に活用できる国庫補助制度がない**

災害備蓄物資の充実、保管場所の整備など、防災対策を一層強力かつ計画的に推進するため、長期間、幅広く活用できる支援制度の拡充が必要！

19 原子力発電に依存しない電力供給体制構築のための再生可能エネルギーの飛躍的普及拡大と電力事業の自由化の推進

(経済産業省・資源エネルギー庁・総務省)

▶ 持続可能なエネルギー社会実現のための政策推進及び財政支援等を

原子力発電に依存しない持続可能で安心安全な電力供給体制を可能な限り早期に構築するには、徹底的な省エネルギーの推進と明確な導入目標の下で再生可能エネルギーの飛躍的普及拡大を図るとともに、現在進められている電力システム改革により様々な事業者が公平に電気事業へ参入できる環境整備などが求められます。

京都市におきましても、昨年12月に策定した「京都市エネルギー政策推進のための戦略」に再生可能エネルギーの飛躍的な普及拡大を掲げ、使用済てんぷら油を回収し、精製した燃料を市バスやごみ収集車に使用するバイオディーゼル燃料化事業を全国最大規模で実施するとともに、住宅用太陽光発電・蓄電システムなど設置助成制度の拡充、市民誰もが再生可能エネルギーの利用拡大に貢献できる「市民協働発電制度」に取り組んでおります。

このような、再生可能エネルギーの飛躍的普及拡大をはじめとするエネルギー政策の着実な推進は、国と地域が歩調を合わせて取り組む課題であるため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- 1 原子力発電所のできる限り早期の全廃に向けたエネルギー政策の抜本的な転換
- 2 エネルギー基本計画における最適な電源構成及び再生可能エネルギーの導入目標の早急な明示
- 3 再生可能エネルギーの飛躍的普及拡大のための措置
 - (1) バイオディーゼル燃料を軽油に混合して使用する際の軽油引取税の免税
 - (2) 再生可能エネルギー利用設備の導入促進に係る必要な支援措置の実施
 - (3) 税制上の優遇や屋根に対する登記制度の整備等、「屋根貸し制度」を活用した市民協働発電制度の普及促進のための環境整備
- 4 発電部門や電力小売部門の自由化に向けた関連法制度の着実な整備

所管の省庁課：経済産業省（商務情報政策局情報通信機器課）、

資源エネルギー庁（省エネルギー・新エネルギー部政策課、新エネルギー対策課、資源・燃料部石油流通課、電力・ガス事業部政策課）、総務省（自治税務局都道府県税課）

京都市の担当課：環境政策局 地球温暖化対策室「DO YOU KYOTO?」プロジェクト推進課長 松浦卓也 TEL 075-222-4555

環境政策局 地球温暖化対策室エネルギー政策企画課長 荻原博 TEL 075-222-4555

環境政策局 地球温暖化対策室エネルギー事業推進課長 山田一男 TEL 075-222-4555

行財政局 税務部 税制課 税制企画担当課長 佐藤晋一 TEL 075-213-5200

原子力発電に依存しない持続可能なエネルギー社会の実現

本市の主な取組

- 「エネルギー政策推進のための戦略」策定（平成25年度）
⇒原子力発電に依存しない持続可能なエネルギー社会を目指すことや再生可能エネルギーの導入目標を明記
- 関西電力（株）への株主提案
⇒脱原発依存をはじめ、経営の透明性の確保や事業形態の革新など6項目について提案

国の主な動き

- 「エネルギー基本計画」策定（平成26年度）
⇒再生可能エネルギーの導入拡大に向けた方針が盛り込まれた一方で、**最適な電源構成や再生可能エネルギーの目標値は明記されず**

我が国のエネルギー政策を国と地域が歩調を合わせて着実に推進していくためには・・・

国において最適な電源構成や再生可能エネルギーの導入目標の明示が必要不可欠！

バイオディーゼル燃料（BDF）を軽油に混合して使用する際の軽油引取税の免税

<概要>

- 本市ではBDFを積極的に活用。全国最大規模で実施
利用量は、年間約0.13万kL
- 国内全体の利用量は拡大しているものの、年間約2万kL（軽油販売量のわずか約0.1%）

<課題>

- BDFを軽油に混合して利用する際に、軽油引取税が課税（32.1円/L）される。

軽油引取税を免税した場合の軽減額

5%混合（BDF5）…1L当たり1.6円の軽減



バイオディーゼル燃料を軽油に混合して利用する際の軽油引取税の免税を！

全国最大規模で実施



植物油の製造・使用

植物油の原料となる植物が大気中のCO₂を吸収し、その廃油を軽油の代わりに利用することで、CO₂の削減に貢献



市バス93台
ごみ収集車136台

普及促進のためには免税が必要！



家庭からの
てんぷら油
回収

京都市
廃食用油
燃料化施設

再生可能エネルギー利用設備の導入促進に係る必要な支援措置の実施

<概要>

- 蓄電池は電力ピークカット、系統安定化に効果
- 太陽光発電や蓄電システムを組み合わせると、停電時の非常用電源として活用することも可能

<課題>

- 太陽光発電システム設置補助制度が平成25年度をもって終了
- 蓄電池を含むシステムは買取価格が低い（太陽光発電設備単独37円/kWh、蓄電池併設30円/kWh）



- 平成25年度で終了した住宅用太陽光発電システム設置補助金の復活を！
- 蓄電池併設の場合にも太陽光発電システム単独設置時と同等の買取価格設定を！

「屋根貸し制度」を活用した市民協働発電制度の普及に向けた環境整備

【市民協働発電制度のイメージ図】



<市民協働発電制度の概要>

- 運営主体が市民の出資や寄付をもとに太陽光発電を設置
- 固定価格買取制度による売電収益を配当金として市民に還元

<課題>

- 配当金など出資した場合に課税される**所得税の軽減措置がない。**
- 運営主体に寄付を行った場合に**住民税の寄付金控除額が小さい。**
- 「屋根」の登記ができず、第三者対抗要件がない。



「屋根貸し制度」を活用した市民協働発電制度の更なる普及促進を図るための環境整備を！

20 生活保護制度の更なる改革と生活困窮者支援に対する 財政措置等

(厚生労働省)

▶ 国の責任の下、実効性のある生活保護制度及び生活困窮者支援となるよう必要十分な財政措置を

生活保護制度は、ナショナルミニマムとして国の責任において実施すべきであり、本来その経費は全額国庫負担とすべきですが、現状では、その4分の1を地方自治体が負担しています。

京都市においては、これまでから懇切丁寧な対応、徹底した実態把握等の取組を進めてきた結果、保護世帯の増加率は他都市の中でも低い状況にあります。生活保護に要する費用の負担が財政を圧迫しております。

先般、国においては、必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を行うため、生活保護法の一部改正を行われ、さらには、新たに生活困窮者に対し自立相談支援事業等の支援を行うための所要の措置を講じる生活困窮者自立支援法を制定されました。

これらの法改正及び新法制定では、就労自立給付金の創設や調査権限の拡大等に加え、生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対する自立支援策が盛り込まれるなど、一定の評価ができるものと考えておりますが、全額国庫負担、最低限度の生活を保障したうえでの医療扶助の一部自己負担などが盛り込まれておらず、年金制度等社会保障制度全般の在り方の見直しを含めた生活保護制度の更なる改革が必要と考えます。

さらに、生活困窮者自立支援制度における各支援事業については、全額国庫負担（補助）となっておらず、現在全額国庫補助で実施している住宅支援給付事業をはじめ、新法移行後は新たな自治体負担が生じることになります。

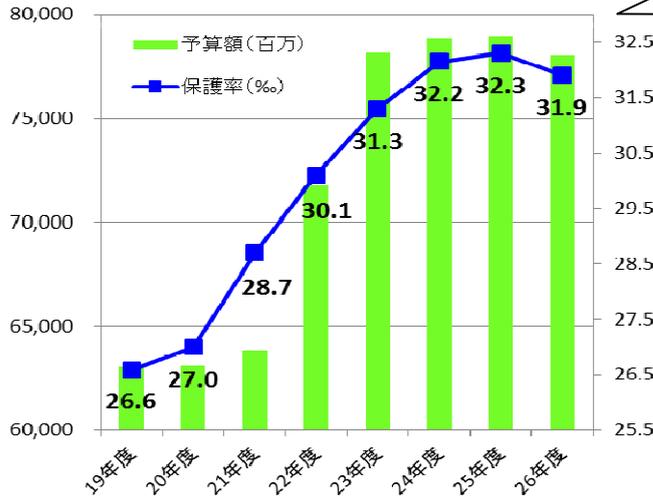
また、生活保護においても、生活困窮者自立支援においても、就労自立の促進は極めて重要であり、全区役所・支所へのハローワーク常設窓口の設置は不可欠です。

国におかれましては、生活保護制度及び生活困窮者支援がより実効性があるものとなるよう、国の責任において、必要十分な財政措置を講じられますよう要望します。

提案・要望事項

- 1 生活保護費の全額国庫負担による実施
- 2 医療扶助の一部自己負担の導入など生活保護の適正化に向けた更なる再構築
- 3 生活困窮者自立支援制度の実施に必要な財政措置の確保及び自治体へのハローワーク常設窓口の全区役所・支所への設置

本市の生活保護の運営状況



※平成26年度は26年4月時点の数値

21年度以降、保護率は急増
※21→26年度で14.2億円
(22.2%)の増

生活保護の適正化～市民から信頼される「不正を許さない制度へ」～

医療扶助費の割合 44.0% (24年度決算)

- ・医療扶助の一部自己負担導入
- ・保護費と返還金との調整に係る実効性のある制度構築
- ・実施機関の調査権限の更なる強化 etc.

- ・過剰な医療行為を審査する仕組み・基準の設置
- ・医療扶助の一部自己負担の導入

不正受給等
就労等
収入未申告
虚偽の
居住実態
その他
敷金・家賃
上限設定

回答義務の創設を官公署のみならず
金融機関や就労先まで拡大を!

申出書の提出がなくても差し引き可能に!

実施機関の調査権限強化

返還金の差し引き等

生活困窮者自立支援法の成立 (27年4月施行)

生活保護に至る前段階での自立支援策の強化が図られる

一方で、課題も

住居確保給付金については、これまで全額国庫補助で実施していたが、**新法移行後、負担率は3/4に!!!**

新たな自治体負担が発生!!!

医療機関等

住居・サービス提供

借金等による困り込み etc

貧困ビジネス

業独自対策
居宅生活移行支援事

法規制

- ・無届事業者の規制
- ・セッターサービス事業者の規制
- ・事業者への制裁措置

国による財源措置の明確化

就労自立の促進

生活保護世帯が大幅に増加する中、生活保護の大きな目的の一つである自立助長に向けた生活保護受給者に対する自立支援の強化充実が必要不可欠!

特に...

就労に向けた支援の取組(ハローワークとの連携)が重要!!

【本市での取組】

京都市内の区役所・支所庁舎内等にハローワークの就労支援コーナーを設置。福祉事務所ケースワーカーと就労支援コーナーのナビゲーターがチームを組んで、生活保護受給者等に対し、就労支援等を実施。

現在、市内の福祉事務所等7箇所にはハローワークの就労支援コーナーを設置

《実績》

	就職者数	職業紹介件数	相談件数	求人情報端末利用件数
24	54名	434件	797件	858件
25	308名	1,471件	2,997件	2,501件

※平成24年12月に3箇所設置。
その後、26年1月に4箇所追加。

実施箇所の拡充(全行政区での実施)を求める!

2 1 保育所をはじめとする児童福祉施設、障害福祉施設、老人福祉施設など民間社会福祉施設の耐震化の促進

(厚生労働省)

▶ 民間社会福祉施設の耐震化促進のため、事業者の負担軽減を可能とする補助制度の拡充を

京都市においては、市内の保育所のうち9割が民間保育所であるなど、福祉施策の推進において民間社会福祉施設が非常に大きな役割を担っています。

民間社会福祉施設の約3割となる約410棟は、昭和56年の建築基準法改正による新耐震基準導入以前に建てられたものであるため、耐震性が不十分な施設が多く残っており、耐震化率は全国平均を下回っています。

特に民間保育所は、新耐震基準導入以前に建てられたものが約6割となる約170棟を占めるうえ、資力の弱い小規模な法人が運営しているものが多く、耐震化を検討する際には、補助制度適用の可否や事業者負担の割合がその判断に大きく影響しますが、現行制度の下では事業者負担が大きく耐震化が進みにくい状況にあります。

京都市においては、「民間社会福祉施設耐震診断助成」を平成20年度から実施しており、平成25年度には耐震化の取組が必要な民間保育所を対象とした「京都市民営保育園耐震化計画」を策定し、市独自に耐震診断及び耐震改修に必要な経費に対する助成制度を創設するなど、支援策の充実を図り、早期の耐震化に向けた取組を推進しています。

今後は、民間保育所については、本計画に基づき、計画的に耐震化を進めていくとともに、民間保育所以外の民間社会福祉施設についても、これまでの調査結果等を参考に、計画的に耐震化を進めていきます。

しかしながら、民間社会福祉施設の耐震化には、想定で約140億円もの多額の経費を要することから、耐震化の促進に事業者負担の軽減が不可欠です。

この状況を解決するには、補助率の嵩上げなど、現行の補助制度を大幅に拡大し、耐震化の促進につながる制度拡充を図る必要があることから、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- 1 耐震化促進に対する継続した財政措置
- 2 民間事業者負担軽減を可能とするための補助率の嵩上げ
- 3 補助対象、事業者の条件に関する補助制度の要件の緩和

所管の省庁課：厚生労働省（社会・援護局障害福祉課、雇用均等・児童家庭局保育課、老健局高齢者支援課）

京都市の担当課：保健福祉局 保健福祉部保健福祉総務課長 北川博巳 TEL 075-222-3367

保健福祉局 障害保健福祉推進室施設福祉課長 近藤恵 TEL 075-222-4161

保健福祉局 子育て支援部保育課担当課長 長谷川秀司 TEL 075-251-2390

保健福祉局 長寿社会部介護保険課担当課長 田口利明 TEL 075-213-5871

京都市における民間社会福祉施設耐震化の状況

(平成 26 年 4 月時点)

	棟数			耐震化率 (B/A)	(参考) 全国平均
	(A)	耐震性有 (B)	耐震性不十分		
民間保育所	275	165	110	60.0%	76.0%
その他児童福祉施設	70	46	24	65.7%	76.5%
障害福祉施設	290	197	93	67.9%	79.0%
老人福祉施設	743	675	68	90.8%	93.3%
合計	1,378	1,083	295	78.6%	86.3%

- 京都市は、全国平均に比べて民間社会福祉施設の耐震化が遅れている。
特に全国平均を大きく下回る民間保育所の耐震化促進が喫緊の課題！
- 民間社会福祉施設の耐震化には、約 140 億円もの経費が必要。
民間保育所だけでも **約 50 億円もの経費が必要！**

耐震化促進のためには、事業者の負担軽減が必要！

(例) 民間保育所耐震化に対する補助制度

平成 26 年度末までの
時限措置！

子育て支援対策臨時特例交付金 (安心こども基金)

現行の補助制度では、定員増を行った場合にのみ、国の補助率の嵩上げ (1/2⇒2/3) 措置が行われる。

定員増を行わない大規模改修を行った場合の負担割合 (現状)



定員増を行わない大規模改修を行う場合にも補助率の嵩上げを



国の嵩上げ分を活用して事業者の負担軽減が可能に！

民間社会福祉施設の負担を軽減し、耐震化の促進を図るために、

- 民間社会福祉施設の耐震化促進に対する **継続した財源措置を！**
- 民間社会福祉施設の耐震化促進に重点を置き、 **補助率の嵩上げ対象を拡大し、事業者負担の軽減を可能に！**
- **補助制度における対象、事業者の要件緩和を！**

2.2 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施のための十分な財政措置

(内閣府・文部科学省・厚生労働省)

▶ 円滑な実施のための制度設計の早期確立、地域の実情に応じた施策展開のための財源措置を

国と地方が適切な役割分担の下、着実に子育て支援に取り組み、子どもを安心して生み育てる環境づくりを行っていくために、子ども・子育て支援新制度の構築に向けた取組が進められております。

新制度の円滑な実施のためには、国が早急に制度設計を進め、その内容を速やかに提示し、必要な財政措置を講じること、そして、住民に最も身近な地方自治体が地域の実情に応じた効果的な施策を実施することが必要不可欠であります。

こうした中、現行制度の下では、保育所運営に係る国の人員配置基準や、児童館や学童クラブの運営費に対する国庫補助基準額などが不十分であるため、京都市では独自予算で多額の継ぎ足しを行い、市民ニーズに応じたきめ細かな子育て支援施策を展開してきたところです。

京都市では、小学校就学前児童に占める保育所入所率をはじめ、全国トップクラスの保育環境を確保する中、一層の定員拡大を図るため、平成20年度に創設された国の「安心こども基金」を活用し、保育所の新設及び分園の設置、増改築に取り組み、今年度には待機児童ゼロを達成しました。しかしながら、就労希望者の増加に伴い保育需要は依然高い状況にあり、国の「待機児童解消加速化プラン」に掲げられた支援策を積極的に活用し、引き続き待機児童対策を図る必要があります。

つきましては、幼児教育・保育の量の拡大・質の向上及び地域子ども・子育て支援事業の充実のため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- 1 保育所待機児童解消や保育環境改善のための保育所整備に対する財政措置
- 2 新制度における児童年齢に応じた適切な保育所職員配置基準の設定及び保育所職員処遇改善の確実かつ早期の全部実施
- 3 幼稚園で実施している預かり保育等の更なる充実を図るための財政措置
- 4 放課後児童クラブの対象年齢の拡大と設備・運営に関する基準への対応に係る児童館及び放課後児童クラブへの十分な財政措置

所管の省庁課：内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付少子化対策担当、文部科学省（初等中等教育局幼児教育課）、厚生労働省（雇用均等・児童家庭局総務課、保育課、育成環境課）

京都市の担当課：保健福祉局 子育て支援部 児童家庭課長 安見唯紀 TEL 075-251-2380

保健福祉局 子育て支援部 保育課長 上田純子 TEL 075-251-2390

教育委員会事務局 指導部 学校指導課担当課長 有澤重誠 TEL 075-222-3806

京都市における保育所入所児童数と待機児童数

(単位：人)

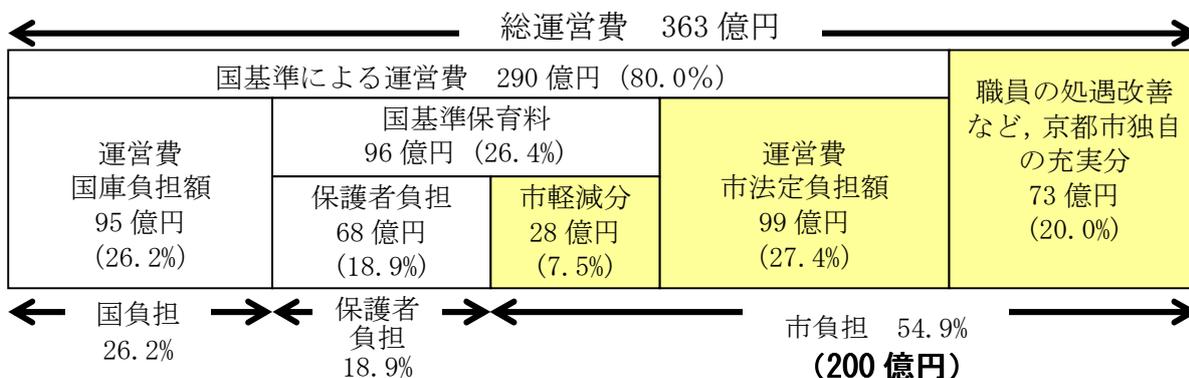
	平成20年4月	平成21年4月	平成22年4月	平成23年4月	平成24年4月	平成25年4月	平成26年4月
保育所入所児童数	25,572	25,911	26,613	27,464	28,087	28,378	28,868
待機児童数	99	180	236	118	122	94	0

待機児童ゼロを達成！
待機児童解消加速化プランに掲げられた支援策を活用し、今後もゼロ継続を目指す！

- 保育所の新增設などにより、入所児童数を拡大
平成20年4月以降の取組…新設12箇所、増改築24箇所、分園整備13箇所
- 就学前児童に占める入所児童数の割合は全国トップクラスの43.5%（指定都市平均30.2%）
- **今後も増大する保育需要に対応するため保育所整備に対する十分な財源確保が必要！**

保育所運営に係る独自の充実策

保育所運営費の状況（平成26年度予算）



保育士の配置基準について、条例により国基準を上回る充実した基準を設定。
運営費総額の約20%に当たる約73億円を市の独自予算で措置。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
国	3 : 1	6 : 1		20 : 1	30 : 1	
市	3 : 1	5 : 1	6 : 1	15 : 1	20 : 1	25 : 1

平成27年度からの実施予定の「子ども・子育て支援新制度」では、質の高い保育を提供するため、児童年齢に応じた適切な保育所職員配置基準の設定が必要！

幼稚園、児童館・学童クラブに係る独自の充実策

- 幼稚園について、長期休業期間を含む預かり保育の実施等のため、約3億円を市の独自予算で措置
- 児童館・学童クラブについて、国が想定する運営費と実態がかい離しているため、約14億円を市の独自予算で措置

実施箇所の拡充や対象年齢拡大、設備・運営に関する最低基準への対応のため、更なる独自負担が生じないように、十分な財政措置が必要！

2 3 国民健康保険制度の抜本的な改革

(厚生労働省)

▶ 抜本的な改革の早期実現 制度改革実現までの安定的運営のための財政措置を

国民健康保険においては、高齢化の進展や就業形態の多様化等により、高齢者や低所得者の加入割合が高まるとともに、医療費の増加に伴い、保険者と被保険者の負担は過重なものとなっております。

とりわけ、京都市の国民健康保険は、被保険者世帯の約 75%が所得割基礎額 100 万円以下、約 90%が 200 万円以下（48%が 0 円）となるなど、低所得者の加入割合が高く、例年、京都市独自に一般会計からの多額の繰入れを行っていますが、それでもなお、平成 24 年度末で 10 億円の累積赤字を抱えるといった厳しい財政状況にあります。

国におかれては、社会保障制度改革国民会議からの報告書を踏まえ成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づき、国保保険者の都道府県単位化や国保財政の基盤強化を図ることが予定されており、国保財政の安定化に一定の効果があると考えられますが、国保制度がもつ構造的問題の抜本的な解決には不十分であると考えております。

つきましては、市町村が運営する国民健康保険と他の医療保険制度との負担の公平化を図るとともに、被保険者が将来にわたって安心して医療を享受できるよう、国を保険者としたすべての国民が加入する医療保険制度への一本化と制度改革実現までの間の財政措置が必要と考えており、以下のとおり求めます。

提案・要望事項

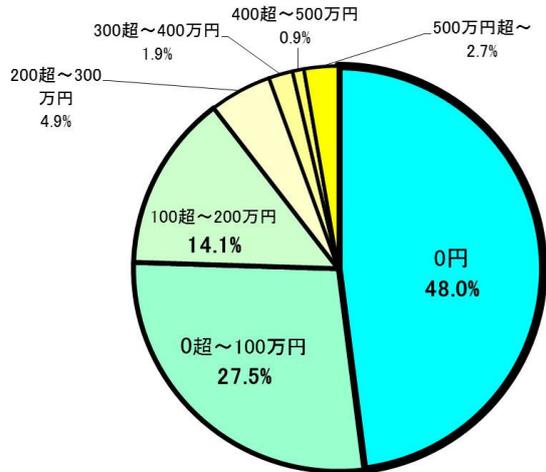
- 1 他の医療保険制度との一本化などの抜本的な制度改革の早期実現
- 2 制度改革実現までの財政措置の拡充
 - (1) 国庫負担率の引上げ
 - (2) 保険者支援制度の拡充に伴う公費投入(約 1,700 億円)の早期かつ確実な実施
 - (3) 国民健康保険財政基盤強化策の更なる拡充
 - (4) 特定健康診査及び特定保健指導に対する財政措置の拡充

所管の省庁課：厚生労働省（保険局国民健康保険課）

京都市の担当課：保健福祉局 生活福祉部 保険年金課長 出口一行 TEL 075-213-5861

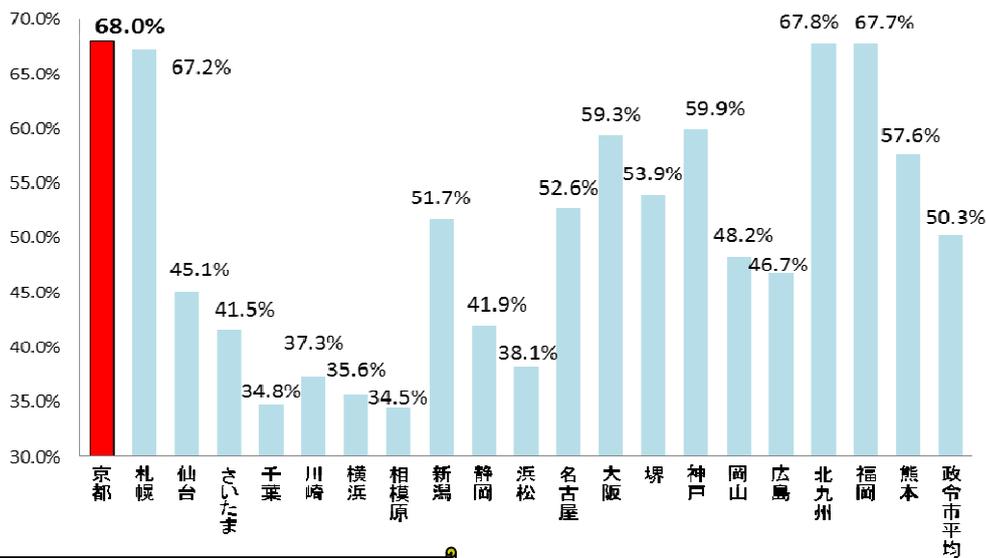
被保険者の所得の状況

約90%が所得割基礎額200万円以下の世帯であり低所得所者の加入割合が高い



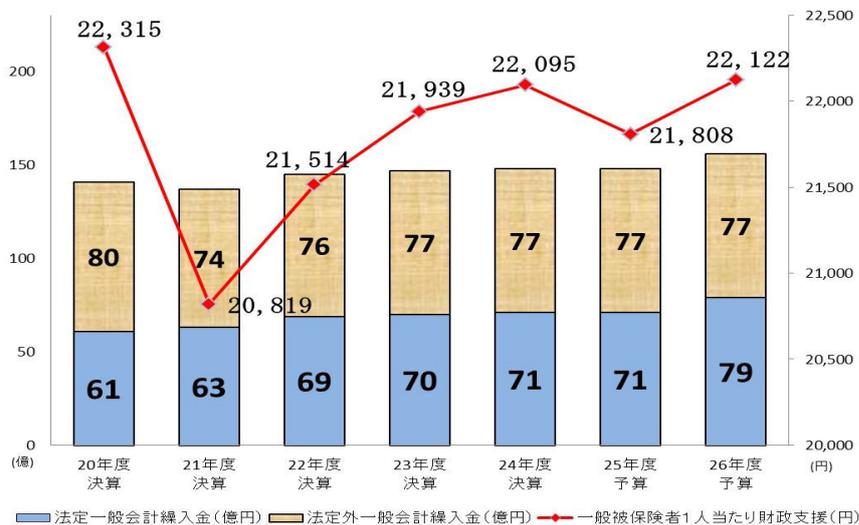
所得割基礎額階層別世帯数(平成26年3月末現在)

保険料の法定減額が適用されている割合は、政令市で最も高い



一般会計からの財政支援の推移

一般会計から国保へ巨額の繰入れを実施 (26予算 : 156億円)



2 4 地方交付税の確保や、道州制を見据えたうえでの「特別自治市」の創設など大都市の魅力と活力を高める地方分権改革の推進 (内閣府・総務省)

▶ 地方交付税の必要額の確保をはじめとする大都市の実態に見合った税財政措置等を

京都市をはじめとする指定都市は、市民に最も身近な基礎自治体であると同時に、大都市圏における中枢都市として全国の基礎自治体をリードしています。

しかしながら、現行の指定都市制度は、「暫定的な制度」として創設されたものであり、部分的な事務・権限の移譲、道府県との不明確な役割分担、大都市特有の行財政需要や事務・権限に対応していない税財政措置など、指定都市の持てる力を十分に発揮できない制度となっています。こうした制度の課題を抜本的に解消し、指定都市が成長戦略拠点として日本の発展を一層牽引していくため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- 1 大都市の実態に合った税財政措置等
 - (1) 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止
 - ア 増大する行政経費に応じた地方交付税の必要額の確保
 - イ 法定率の引上げにより地方財源不足額を解消し、臨時財政対策債を速やかに廃止
 - ウ 大都市特有の財政需要を的確に反映する算定方法の見直し
 - (2) 地方の自由度の拡大につながる国庫補助負担金の廃止及びそれと一体となった税源移譲
 - (3) 大都市特有の財政需要を考慮した消費・流通課税、法人所得課税などの配分割合の拡充強化
 - (4) 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設
- 2 定年退職者等の退職手当の財源に当てるための地方債（退職手当債）発行拡充措置の平成 28 年度以降の延長
- 3 道州制を見据えたうえでの、個性豊かで活力に満ちたまちづくりを自立的、総合的に推進できる、新たな大都市制度「特別自治市」の創設
- 4 大都市に対する道府県と同等の大幅な事務・権限の移譲とそれに見合う自主財源の保障

所管の省庁課：内閣府（地方分権改革推進室）、総務省（自治行政局行政課、自治財政局財政課、調整課、交付税課、地方債課、自治税務局企画課、市町村税課）

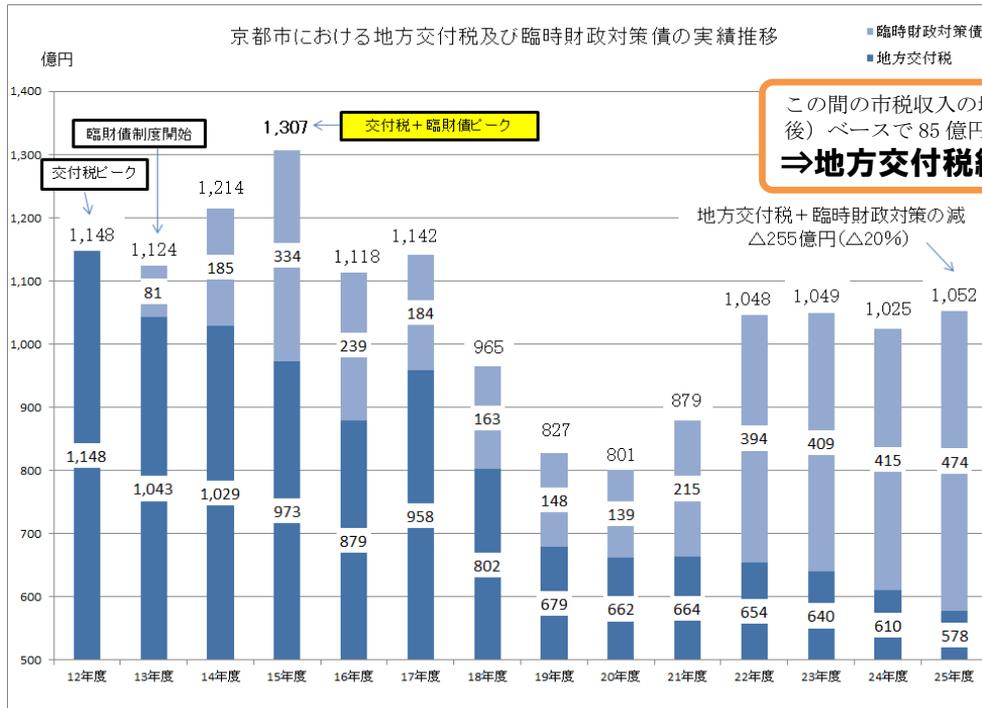
京都市の担当課：行財政局 財政部 財政課 資金調達・財源調整担当課長 平野 徹 TEL 075-222-3288

行財政局 税務部 税制課 税制企画担当課長 佐藤晋一 TEL 075-213-5200

総合企画局 総合政策室 大都市制度・広域行政担当課長 西川正輝 TEL 075-222-3033

地方交付税の改革

増大する行政経費に応じた必要額の確保が必要！



臨時財政対策債の発行等による負担の先送りではなく、法定率の引き上げによる地方財源不足額の解消が必要！

大都市の実態に合った税財政措置等の確立

京都市をはじめ政令市は、「事務配分の特例」として、道府県に代わって、国道・府道の管理などの事務を行っているが、税制上の措置が極めて不十分

【大都市特例事務に係る税制上の措置不足額】

（平成25年度予算に基づく概算）

道府県に代わって負担している
大都市特例事務に係る経費

政令市計 約 3,700 億円
（うち京都市 185 億円）

○地方自治法に基づくもの
児童福祉
民生委員
身体障害者福祉等

○個別法に基づくもの
土木出張所
衛生研究所
定時制高校人件費
国・道府県道の管理等

同左税制上の措置

政令市計 約 2,200 億円
（うち京都市 132 億円）

税制上の
措置不足額

税制上の措置
が必要！

税制上の措置済額
政令市計 約 1,500 億円
（うち京都市 53 億円）

大都市特例事務に係る財政需要は、交付税措置されているが、詳細は国から示されていない。

これに加えて、道府県から政令市へ新たに事務移譲・権限移譲が行われる場合は、所要額について税制上の措置が必要！（○道府県費負担教職員給与費 政令市計約 8,700 億円（うち京都市約 490 億円）

また、自動車取得税交付金には、指定都市加算分が存在しており、自動車取得税の見直し及び廃止に伴っては、指定都市以外の都市より減収額が大きくなると考えられる。

現行の指定都市制度の課題

① 特例的・部分的な事務配分

⇒ 迅速かつ主体的・総合的な行政運営に支障

- ・ 同一事務でも、一部の決定・執行権限が国や道府県に留保
- ・ 大都市として総合的な行政を運営するのに必要な事務が欠如
(例) 道路・河川管理, 交通警察, 労働行政 等

② 道府県との不明確な役割分担

⇒ 非効率な二重行政の発生

- ・ 市域内で、道府県が類似施策等を実施
(例) 住宅施策, 商店街振興施策, 消費者施策 等

③ 責任・権限に応じた税財政制度の不存在

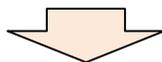
⇒ 受益と負担のねじれの発生

- ・ 道府県から移譲されている特例事務に見合う税制上の措置が不十分（府に代わって負担している経費約185億円のうち、約132億円が措置されていない*。）
- ※ 平成25年度予算に基づく概算

《「京都方式」による二重行政の打破》

京都では現行制度の下でも、制度の限界に挑戦し、徹底した府市協調を推進！

- ・ トップ同士だけでなく、実務者レベルでも公開の場で議論する「京都方式」により、
- ・ 動物愛護センターや衛生研究所の共同化
- ・ 産業政策, 雇用創出, エネルギー政策等のオール京都での推進 などを実現



抜本的な課題解決のためには、新たな大都市制度「特別自治市」の創設が不可欠！

「特別自治市」とは…

- ・ 外交・防衛等の国が担わなければならない事務を除いた、地方が行うべき事務の全てを一元的に処理
- ・ 市域内の道府県税と市税の全てを賦課徴収
- ・ 市域に行政区を設置し、一体的に大都市を運営

「特別自治市」創設による効果

① 地域実情に応じた施策展開

⇒ 住民に最も身近な基礎自治体である特別自治市は、道府県が事務を行うよりも、地域実情に応じた迅速かつ主体的な施策が展開

② 効率的な体制整備、行政コスト削減

⇒ 特別自治市が事務を一元的に処理することにより、事務がさらに効率的に執行され、無駄なコストが削減

③ 市民の利便性向上

⇒ 二重行政の完全な解消により、地方の事務に関する窓口は特別自治市に一本化されるなど、市民サービスが向上

④ 受益と負担のねじれの解消

⇒ 大都市の役割に応じた税制度となることにより、大都市特有の行政課題に対する税負担と受益の関係が明確化

⑤ 行政課題への的確な対応

⇒ 効率的な体制と事務・権限に見合った税源が確保されることにより、少子高齢化対策や公共施設整備・更新、あるいは成長分野への投資等、各大都市の行政課題に的確に対応

大都市の特性をいかし、個性豊かで活力に満ちた社会を実現！